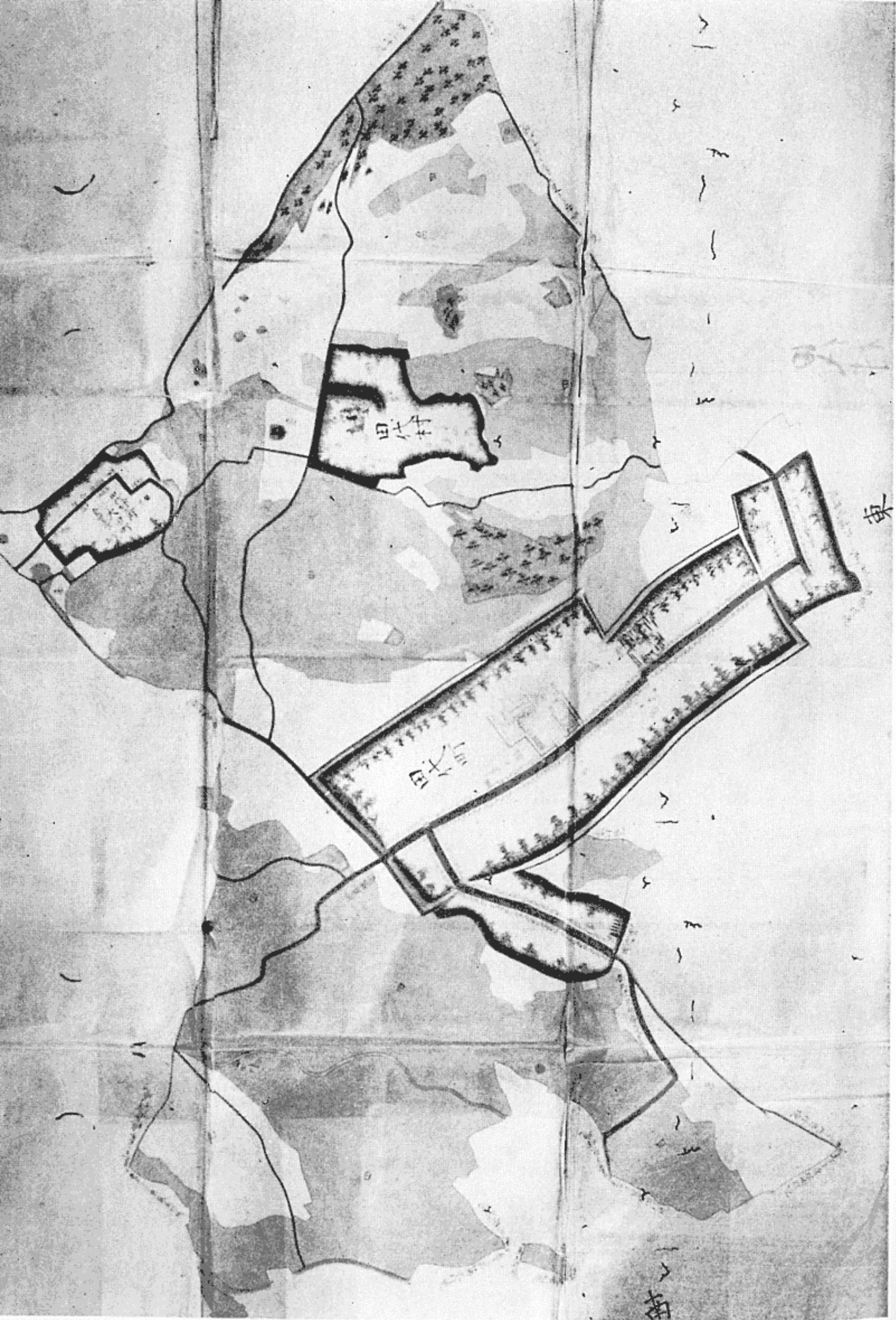


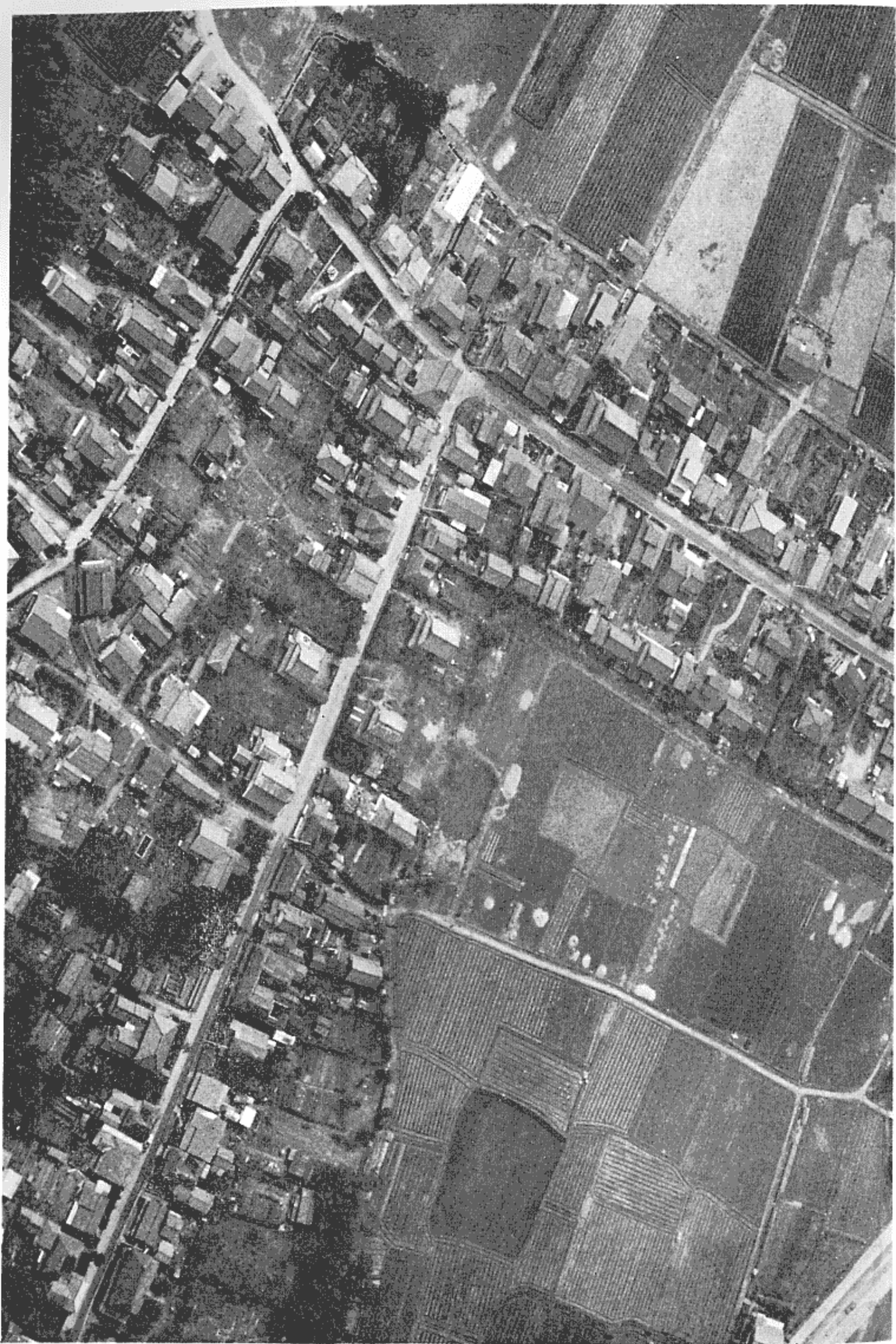
鳥栖市史研究編 第一集

鳥栖地方の宿場

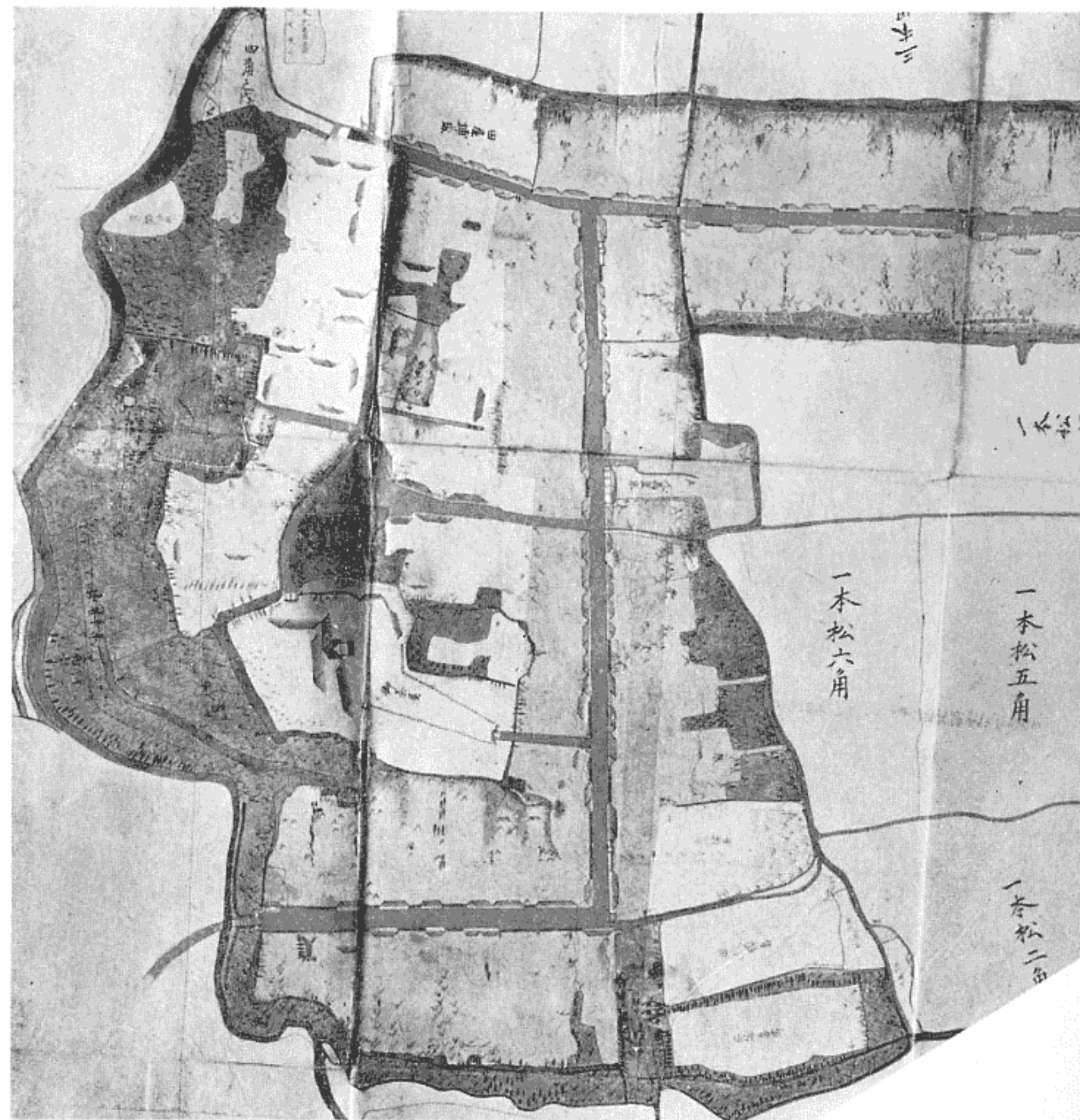
〈長崎街道の田代・轟木・中原〉



元禄絵図による田代宿関係図 (対馬万松院文庫蔵)



現在の轟木町、下部右端が国道三十四号線 下側が北に当る



寛政二年の轟木宿絵図、下側が北に当る（佐賀県立図書館蔵）

序に代えて

このたび、鳥栖市史の編さんにあたっては、市民のための歴史であること、未来への展望に立つこと、学問的価値のあることが目標とされています。

すでに二巻を発行した史料復刻もこの線にそったものでありますし、ここに新らしく発行される研究編もその意味をもっています。研究編とは市史編さんの過程において、鳥栖市にとって重要な意義をもっている問題を、とくに精細に明らかにしたものであります。

第一集は九州における宿場研究の権威である近藤典二先生(福岡県筑紫丘高校)の労作を以って飾らせていただきました。鳥栖市の今日あるのは交通の要衝であったことに因ることが大きく、その意味においてこの研究の重要性は説明するまでもありますまい。先生はこの研究のために再三の現地調査はもとより、伊能忠敬日記調査のため上京されるなどの努力をはらわれまして感謝にたえないところであります。

昭和四十五年一月

目次

はしがき……………(一)

前篇(総説)……………(五)

一 三宿の人馬賃銭……………(五)

(1) 田代と轟木の高札……………(五)

(2) 天明年間の人馬賃銭値上げ……………(八)

二 三宿の宿駅制度……………(一四)

(1) 田代領(田代)の場合……………(一四)

イ 領民の人馬公役……………(一四)

ロ 代官所役人の仕事……………(一八)

(2) 佐賀領(轟木・中原)の場合……………(二二)

イ 領内の街道と宿駅……………(二二)

ロ 諸通人馬賃銀仕組……………(二四)

(3) 長崎奉行と大名の三宿利用状況……………(二九)

後篇(各説)……………(三五)

一 田代宿……………(三五)

- (1) 対州領田代と田代宿……………(三五)
- (2) 田代宿両端の追分石……………(三六)
- (3) 対州屋敷と問屋・制札……………(四四)
- (4) 上使屋(御茶屋)と上使屋守……………(四四)
- (5) 旅籠屋……………(四九)

二 轟木宿……………(五四)

- (1) 轟木宿の大観……………(五四)
- (2) 佐賀藩の轟木番所……………(五七)
- (3) 御茶屋と御茶屋番……………(六一)
- (4) 旅籠屋……………(七三)

三 中原宿……………(九)

- (1) 中原宿の位置……………(九)
 - (2) 江戸時代の紀行に見える中原宿……………(八〇)
 - (3) 旅籠屋……………(八六)
 - (4) 中原の区務所と区长定勤所……………(九〇)
- 鳥栖地方の三宿関係年表……………(九六)
- あとがき……………(一〇〇)

はしがき

江戸時代にあつて長崎は鎖国日本がわずかにヨーロッパをはじめとする諸外国と交渉をもつことができた唯一つの窓であつた。幕府はこの長崎を天領とし、江戸から毎年一名の長崎奉行を派遣してオランダ船と清船の入港貿易のことを監督させ、地元の福岡と佐賀の両藩主には一年交代で長崎を警備させていた。オランダ商館長が珍奇な数々の献上物をもって毎春江戸に参上したことは、好学の日本人の海外知識欲を燃えさせた数多くの長崎への遊学者や旅行者を生むことになつた。この長崎と江戸を結ぶ街道のうち九州路の部分で幕府は長崎路または長崎道とよび、地元では大里道とか長崎街道とよんでいた。その北端の小倉から長崎まで五十七里、その間に二十三の宿駅がある。現在の鳥栖市内の田代と轟木とその郊外の中原はこの長崎街道の宿駅であつた。

周知のように江戸時代の大名領＝藩は一種の独立国の性格をもっている。そのため各藩は隣りの藩に通ずる藩境の宿場に、とくに番所を設け通行人や荷物の改めを行なうのが普通であつた。また領内の庶民は藩領外に自由に出ることができず、伊勢参宮などの寺社の参詣は勿論、他領への出稼ぎにもかならず切手＝旅行手形＝を役所から貰うけなければならなかつた。

しかしながらその一面、江戸時代は各大名が自藩の年貢米を大坂に持出して金に換え、さらに進んで領内の特産物、櫨蠟や紙、藍や石炭、陶器などを大坂の市場に運んで売りさばくようになる、商品の流通が全国的になり、それまで交通

の主役であった参勤交代のための武士の旅のほかに、商人の通行がさかなくなり、また農民の出稼ぎその他による移動も制限を越えて活潑化し、かくして封鎖的な藩境も経済の発展の前には次第にこわれてゆく傾向にあった。

藩が政治的には一種の独立国の性格をもっていたとはいうものの、幕府から強い規制をうけていたことはいまでもない。例えば交通制度の面で考えてみると、幕府は全国の重要な都市、鉱山を直轄にしており、その支配地との連絡を緊密にするため江戸を起点とする主要な道路、つまり五街道を直轄とし、大目付と勘定奉行の各々一名に道中奉行を兼任させ、幕府役人の通行に必要な人馬と休泊施設を準備させているが、その五街道に接続する道路にあっても、その領主大名は宿駅と伝馬の制度を幕府のそれに準じて整備しておかねばならず、その人馬の賃銭すら決して自由に変更することはできなかった。したがって藩は一応他藩とは対立するものの幕府の制度に準拠するという面では、その制度は多分に似通ったものとなる。とくに遠国奉行の任地と江戸を結ぶ街道の宿駅にあっては、その奉行の取扱い方からも他藩と同等の制度にせざるを得なかった。

このことは藩領内の都市、農村のうち、とくに藩境の宿場町に著しく現われる。そこでは通行人を通して隣藩の庶民生活の様子が伝わるだけでなく、直接、助郷役として隣藩の宿場まで荷物の輸送にあたるため両宿住民の接触はたえず行なわれており、また藩境の山林や河川のことでは藩を異にする隣村同士の農民が始終その利用や災害復旧などで話合っている。⁽¹⁾

このような藩境の宿場町の性格を最もよく現わしているのが対馬領の田代であろう。東は筑後久留米領、西は肥前佐賀領、北は筑前福岡領、この三藩領に囲まれた対馬藩の飛地田代は長崎街道の宿場町でもある。

この田代と佐賀領の藩境、轟木宿を合併したものが今日の鳥栖市であり、国鉄鹿児島本線と長崎本線の、そして国道三十三号線と国道三十四号線の分岐点であり、九州大動脈の要衝に当たっている。このかつては対立していた藩境の二つの宿場を包含して成立した鳥栖市の性格を、その最大の特色である交通都市としての面から考えるためには、江戸時代の田代宿と轟木宿、それに今日、鳥栖市が発展拡大の方向を向けている西隣の中原宿をも含めて、その歴史を究明してゆくことが必要であろう。

いまこの田代、轟木、中原の鳥栖地方の三宿について、前段ではその制度的な面を、後段ではその具体的な様相をとらえてみることにしよう。

註(1) 例えば宝永五年(一七〇八)五月には、福岡領の原田宿の百姓が駄賃、つまり馬子人足として田代宿まで荷物を送っての帰り道、馬に乗ったまま、田代領の赤坂という処の川普請工事現場を通り過ぎようとして、工事に出ている田代領の百姓と喧嘩になり、原田宿百姓の一人が頭を割られ人事不省となったため、田代宿代官、白水左兵衛、同宿手代相田九兵衛ほか八名の医者が出て、手当に当り、原田宿代官時枝長太夫との間に一ヵ月近くの交渉があり、やっと内談で落ち着いた事件がある。この交渉の際「隣近常住之申談も有之」とか「隣近御心安儀ニ候ニ付」とかいう言葉が使われていることは、対立と同時に不断の接触があったことを示している。(黒田家文書、御用帳書抜郡町浦、雑之部、福岡文化会館蔵)

(2) 田代代官所の記録を見ると、田代の領民が佐賀領、轟木宿の芝居見物に行ったり(明和2・2)、他領の田地を小作したり(明和1・5、寛政3・5)、禁止の油や米を佐賀領、久留米領、福岡領原田宿に売ったり(明和4・7、天明5・1)、久留米領小郡町、佐賀領村田町での富くじの興行の真似をしたり(安永9・12)して咎めをうけている。(宗家文書、日記抜書、鳥栖市役所発行)

前
篇〔總
說〕

一 三宿の人馬賃錢

(1) 田代と轟木の高札

鳥栖地方の三宿のうち田代宿は対馬藩領に属し、轟木と中原は佐賀藩領である。田代の資料は従って対馬の宗家の記録のなかに見ることができ、その一つ「田代御高札之写」⁽¹⁾のなかから田代宿の人馬賃錢を書いたものを次に示すことにする。

定

一 公儀伝馬并継飛脚等夜白によらず無油断早速可差出事

一 往還之者に対し人馬無滞差出べし、勿論非分之儀申懸間敷事

一 宿次に馬無之時は一宿追とおしたるへき事

一 田代より轟木まで一里相定駄賃之事

一 吉駄ニ付錢貳拾四文

一 半駄賃ハ錢拾六文

一 田代より原田まで一里三拾貳町相定駄賃之事

一 吉駄ニ付錢四十八文

半駄賃ハ銀三十疋文

一人足賃ハ馬之半分たるべき事

一宿賃老人ニ付薪代共ニ銀六文、同馬疋疋ニ付銀十文たるべき事

右条々堅可相守此旨者也

寛文十一年四月 日

この高札の文面によると寛文十一年（一六七一）当時田代宿が筑前原田宿と肥前轟木宿間の駅であり、その宿間距離が一里三二町と一里に定められ、疋駄すなわち本馬疋疋一里の賃銀が二十四文、半駄すなわち軽尻は本馬の三分の二、人足は本馬の半分であり、宿賃は一人六文、馬一疋十文であったことがわかる。

さてこの寛文十一年四月日の高札はその三十二年後の元禄十六年（一七〇三）三月日のものとも全く同文である。そして「田代御高札之写」にはこの元禄の高札の後に

右者田代町瓜生野町両処之御高札場江建有之分

という朱註を記している。瓜生野町というのは田代より轟木に至る途中の街村であり、田代領内の三郷両町の一つで宿駅ではないが轟木宿以上に人家が多いと云われた町である。

さて次に轟木宿の高札⁽²⁾を示す。

定

一公儀御伝馬継飛脚等不依夜中早速可差出事

轟木より田代 疋里

本馬賃銀 四拾疋文

軽尻 同 貳拾七文

人足 同 貳拾疋文

轟木より中原 疋里貳拾貳丁

本馬賃銀 六拾六文

軽尻 同 四拾四文

人足 同 参拾四文

轟木より千栗 疋里貳拾八丁

本馬賃銀 七拾三文

軽尻 同 四拾九文

人足 同 参拾七文

帰馬之駄賃同前之事

一人足賃ハ馬之可為半分、宿賃薪代共ニ老人ニ付六文、馬子八十文宛たるべき事

一往還之者に対し人馬無滞差出、非分之儀申掛間舗事

附、宿次馬無之時ハ一宿追通したるへし、雨風之時も無遅々可出之事

右之通堅可相守者也

元禄八年十二月十五日

(2) 天明年間の人馬賃銭値上げ

この高札の轟木、田代間の人馬賃銭を前の田代宿のそれと較べてみると人馬賃ともに増額している。これは後述するよ
うに佐賀藩が天明三年に領内宿駅の人馬賃銭の値上げを幕府に願出て許可になった新賃銭を記載したものである。ところ
がこの高札の文面は本馬、軽尻、人足の賃銭の部分を除き、ほかすべてが旧高札の通りである。つまり元禄八年十二月十
五日に公布された佐賀領内宿駅の人馬賃銭に関する高札は前にみた田代の寛文十一年の高札の文面と全く同一である。

さて以上の田代領、佐賀領の人馬賃銭は福岡領のそれとも全く同一であった。田代の隣駅である筑前原田宿の古制札⁽³⁾を
示すと次の通りである。

定

一公儀伝馬継飛脚等夜中に寄らず即刻可指出候事

附往還之者ニ対し人馬等無滞申付へし勿論非分之儀申掛間敷候事

一従原田田代迄 壹里三拾貳町

但此外四町ハ三国峠坂増加ル

壹駄ニ付 錢四拾八文

壹里貳拾四文宛

半駄賃 同三拾貳文

本馬之三ヶ式

人足ハ本馬之半分たるへし

一宿賃壹人ニ付薪代共錢六文、同馬壹足ニ付拾文之壹

右之通堅可相守者也

そしてこの制札は明和元年（一七六四）十月十八日、人馬賃銭の増額決定により第二項と日付が次の様に書き改められ
た。⁽⁴⁾

一従原田田代迄

本駄賃 錢八拾貳文

壹里四拾壹文宛

軽尻 同五拾五文

本馬之三ヶ式

明和元年十月十八日

「壹駄ニ付云々半駄賃云々」という表現が「本駄賃、軽尻、人足」に変わった理由については福岡藩の記録に説明がある。

一古来より之御制札面ハ里数ニ記有来候得共東海道を初其外之伝馬送り共里数ハ記無之候賃銭之掛合も不安旁此節他国
 駄ニ準シ里数ハ除書改候事

一本馬之事壹駄付賃銭何程と記有来候得共本駄賃銭と唱候方都而通用ニ付此節本駄賃と書改候事

一軽尻を半馬と記有来候軽尻ハ荷無しニ乗小附五貫目迄ハ付候御法も有之候御国ハ半馬と有之故旅人乗掛之外重荷ニ半
 馬を雇候儀多く宿駅数年及難渋其上前々之伝馬送りニ半駄賃銭之名号無之候ニ付此節軽尻と書改候事

一人足賃ハ本馬之半分たるへしと記有来候得共前書之如く六宿筋ハ本馬四拾壹文人足貳拾壹文と被仰出候ニ付人足賃本
 馬之半分ニ少趣ニ依之人足賃ハ貳拾壹文を以相定候六宿之外ハ半分ニ相当候得共六宿ニ準シ人足賃夫々相記候事

つまり東海道その他の宿駅に準じた表現に書改めたのである。即ち長崎街道の宿駅の高札の文面は福岡、対馬、佐賀の藩領の区別なくすべて同一の表現をとっていたことがわかる。そしてその駄賃銭は一里につき本馬が二十四文、半駄と称する軽尻がその三分の二、人足が本馬の半分であった。

ところが福岡藩にあって長崎街道に属する筑前六宿の交通量増加に伴う農民の交通労働強化が問題となり、宝暦十一年(一七六一) 鞍手郡植木村大庄屋勘吉の六宿人馬賃銭増願出を契機として福岡藩の幕府に対する領内宿駅人馬賃銭増額の運動が展開され、ついに三年後の明和元年(一七六四) 十月に六宿が一里四十一文に、のこる二十一宿が一里三十二文に増額することを認められている。

本馬一疋一里につき四十一文という賃銭はほぼ五街道中の中山道並にあたり、九州では天領日田の本馬賃銭の額であった。また三十二文というのは五街道のうち甲州道中の本馬賃銭に当り九州では小倉藩がその額であった。

この翌明和二年二月、福岡の支藩である秋月藩もその領内の三宿について賃銭増の願を出し、福岡の二十一宿と同じ、本馬三十二文人足十六文に決定した。

この福岡藩の例にならったのが佐賀藩である。福岡藩が賃銭増を許可された明和元年から十九年後、天明三年(一七八三) 六月、佐賀藩は領内宿駅人馬賃銭増についての正式の願書を幕府に提出した。その願書の文面は十九年前の福岡藩のそれと全く同一である。そしてこの願書に添えた江戸留守居江副金兵衛の添書も福岡藩のそれが「隣国豊後日田ハ本馬壹疋一里ニ付四拾壹文宛之由」といっている処を「筑前路之儀ハ先年御伺之上相増候旨」と代えているだけの違いである。

さて佐賀藩の宿駅人馬賃銭は福岡藩同様、領内三十三宿を二段階に区分し、轟木以下の十八宿を四十一文に、その他の十五宿を三十二文に増額することが、その年十月二十七日老中田沼意次によって許可された。筑前六宿並の四十一文となつた十八宿は次の通りである。

轟木、中原、神埼、塚崎、嬉野、栄昌、矢上、塩田、浜、多良、湯江、諫早

三段田、三瀬、本部、伊万里、惣座、有田皿山
右のうち轟木以下の十二宿が長崎街道に属する宿駅である。⁽⁶⁾

さて筑前六宿と佐賀鍋島領轟木宿との中間にある対州領田代宿の駄賃銭はどうなったか。
寛政十一年、田代宿代官所の手代役緒方某と原貞之の編纂にかかる「基養政鑑」⁽⁷⁾第六冊天明五年（一七八五）の条に次の記事がある。

田代駅人馬賃増之儀

公義江御願被仰上候処今般原田、轟木、両駅並之通被仰出候間紙末之通之賃数ニ而可継送候尤松崎、宮陣、両所継立之義も此節賃増之割合を以可請払候勿論建札之趣無違背可相守旨在町役江可被申渡候

田代より轟木迄一里相定駄賃之事

一本馬賃銭 四拾壹文

軽尻賃銭 貳拾七文

人足賃銭 貳拾壹文

田代より原田迄一里三拾貳丁相定駄賃之事

本馬賃銭 八拾貳文

軽尻賃銭 五拾五文

人足賃銭 四拾貳文

右人馬賃銭願増相済候ニ付高札掛改候事

この記事には月日が記されていないが、その直前の記事が「日記抜書」⁽⁸⁾によると十月八日であり、その直後の記事には十一月四日の日付がある。したがってほぼ十月と考えてよい。つまり佐賀藩が轟木宿以下の人馬賃銭増を許可された天明三年の二年後に、田代も前駅の原田、後駅の轟木と同額の賃銭が願出の結果認められ、高札の表現も福岡、佐賀のそれと同様に改められたことがわかる。ただ高札の文面には現われていないが、筑後馬領の松崎と宮陣の両宿への継立の賃銭も同様に値上げしていることは、この間に筑後久留米藩も筑前肥前同様に人馬賃銭増を許可されていたことを考えさせる。

二 三宿の宿駅制度

江戸時代の宿駅は第一に幕府役人の通行の便のため人足と馬を用意し休泊の施設を備えさせたものである。そして第二が諸大名の参勤往来のため、第三がその他一般の武士や庶民の旅行の便宜をはかるものといふことができよう。

長崎街道を利用する幕府役人の最たるものはいうまでもなく長崎奉行であり、諸大名は三宿に限っていえば佐賀の本藩と三支藩、大村藩と島原藩、それに長崎警備の福岡藩などである。この長崎奉行と諸大名の通行に際し各藩は応接の役人を宿駅に常駐させ、休泊所として藩営の御茶屋を設けていた。一般に幕吏や大名の休泊所を本陣とよび、お供のそれを下宿というが、下宿には一般の旅籠屋および民家を当てた。

幕吏や大名の荷物の運搬は宿駅近郷の農民の公役であるが、その賃銭は一定人馬数までは御定賃銭、それを超過した分については相対賃銭（普通御定賃銭の二倍）となっていた。この人馬の差配を担当する宿役人が問屋でその事務所が問屋場である。

(1) 田代領（田代）の場合

イ、領民の人馬公役

さてこの交通労働の具体的内容について田代宿の場合を考えると、まず馬子人足は公役として村々から召集されて

いた。

御上使御通之時、公役ニ罷出候者共ニ申付候は

一馬子人足ニ罷出候者、取分無礼不仕、不依何事御差図之通ニ仕、少も口答等仕間敷候。尤酒ニ酔候者無之様ニ可相慎候
「日記抜書」
 (元禄三・九・六)

一右御通之節（長崎御奉行其外公儀御役人様隣国御大名様）村々より公役ニ罷出候者共、町宿ニて右同前、路地江下り礼儀可仕候、惣而町宿ニて表通ニ決而臥り申間敷候、扱又町内致歩行候節、くわえきせる不仕、はちまき仕間敷事

附、長崎より江戸江被差越候御用物之公役又は他領之侍中、上下ニ付、公役ニ罷出候節も右同前ニ可相心得事

(同上)
 (寛保元・七・一四)

右の法令に見える輸送荷物の種類は次の六種である。

1 上使 2 長崎奉行 3 公儀役人 4 隣国大名 5 御用物 6 他領の侍中

さて田代領では明暦三年（一六五七）に公役代米の制度が出来、一般の公役は二千俵の米を納入することにより免除されている。ところがその適用をうけない公役として次の四種があった。

1 公儀御荷物送り用人夫

2 公儀御役人様方御上下之時、道橋掃除、御宿扱人馬の運送

3 隣国御大名様御通りの時、道路掃除、人馬運送

4 押役、添役、勘定役（奥役、佐役、賄役ともいう田代宿代官のこと）交代の節、博多迄の送迎。

つまり先に掲げた1〜6の荷物輸送はすべて領民の実動公役によってまかなわれたわけである。その範囲はさきの「村々より公役」や次の「町公役」の言葉でわかるように三郷両町のすべてにおよんだ。

一町公役疎^{おろそか}ニ相心得候者有之候段相聞え、田代町之義ハ旅人休泊之場ニ候得ば人馬之出方及^三遲滞^二間違等有^レ之候而ハ如何敷候、人馬運送之義重キ事ニ候条、公役大様ニ無之様可相心得候事

〔日記抜書〕
（宝曆七・七・廿六）

田代領のすべての町と村に課せられた人馬運送公役の実態は残念ながら資料がないのでわからないが、駄賃馬については延享二年（一七四五）九月十九日、田代町役が手代に申出た存寄書的一条がある¹⁰。これによると以前田代町の駄賃馬は八十疋であったが漸次減少して三十疋になったこと、その理由は第一に商人の往来が減りその商荷の輸送で駄賃を稼ぎ渡世していた馬持が暮してゆけなくなったこと。第二に長崎奉行の田代休泊の際、本陣に必要な乗掛馬（人が乗って荷物二十貫目までつける）は田代町負担、供廻りの下宿に必要な馬は三郷負担となっていたが、御本陣馬は二十五疋用意しなければならず、右の駄賃馬三十疋では全体的に不足すること。第三に筑前原田宿と筑後宮地（宮陣）の馬が田代宿を避け筑後野通りをすることが多くなったことを挙げている。

その四十年後の天明五年（一七八五）十月八日には再び駅馬の減少と公役人馬の出方が頻繁になったことを訴えている¹¹。

一近年町方之駅馬漸々相減、通駅之用事も間々差支候程ニ有之、畢竟近年人馬共公役之出方繁く其上旅商之荷物等手寄を求、家中之荷物ニ仕立、定法之賃銭相払致^三通路^二候様之義ニ而甚令難儀候由、就^レ夫御屋敷公私入用之人馬御雇賃銭、只今之御渡方ニ而ハ佐嘉博多其外泊り之処々江差越候節、人馬之食料ニも致不足、令難儀候段願候事

この願書のなかで他国商人がその商荷を武家荷物の名義にし公定賃銭で輸送させる傾向があることを指摘している。商人の荷物は相対賃銭になっており、普通公定賃銭の二倍を支払うことになっていたのである。また田代代官所より佐賀博多などに出張の際の人馬は御雇賃銭^二相対雇賃銭であったが、その支払は六拾文銭で物価騰貴の現在では難儀するから正文銀にして頂きたいと云っている。御雇人馬の賃銭はこのとき正文銀支払に決定したが、駅馬減少の対策は明記されていない。右は十月八日の願書の第二項であるが、第一項では長崎奉行そのほかの通行の際の下宿の旅籠代が御定賃銭に藩からの増銀を加えても賄料に不足すること、第三項では公義役人の通路の際の休昼賄も通行者から受取る御定賃銭と対馬藩からの増銀では不足すること。第四項では飛脚賄も藩からの御渡前では不足することを訴えている。

つまり以上の三項はすべて田代宿の下宿の旅籠代、休昼賄代、飛脚賄代が御定賃銭とその補助金とでは賄いきれない状況であることを示すものである。この三項の願書に対する回答は先の第二項をも含めて六十文銭渡しを正文銀渡しに改めるということであった。

ロ、代官所役人の仕事

田代代官所には代官とその下役の地役衆が交代で勤務し「毎日記」という公用記録をつけている。この記録の抜書が寛政十一年編纂の「基養政鑑」や「日記抜書」であるが、「毎日記」そのものはわずかに安政二年正月と二月の分だけしか残っていない。この安政二年の毎日記は佑筆役御用番草野謙佑が記したものである。⁽¹²⁾毎日記は文字通り毎日記録し月日と天候の次に玄関当番と助番の氏名を書きその次に通行その他行政関係事件を記している。交通業務に関するものを二三摘記する。

一松平大膳太夫(長州藩主)様御領内江漂着之朝鮮人三十人長崎江被差送今日此許昼休ニ而通行ニ付為警固御門番式人郷足輕三十七人、三国境より轟木境迄差出、

一右朝鮮人已中刻到着ニ付、附士坪井竹槌江為見廻、手代役岩谷三左衛門羽織袴着、使番召連罷出、附医へ同断役医

(正月五日)

長州領内に漂着の朝鮮人三十人が長崎送還の途中、田代宿に昼休するので田代代官は警固のため門番二名、郷足輕三七名を筑前国境の三国境に派遣し、それより領内を佐賀領轟木宿境まで附添わせ、護送役人と附添医者に対しては手代の岩谷三左衛門と御用医者それぞれ挨拶に出している。

一阿蘭陀人献上荷物明後十九日此元休ニ而通路之先触相達写町役より差出

(正・一七)

一阿蘭陀人献上荷物今日昼休ニ而無滞通路之段町役共より届申出ル

(正・一九)

長崎出島のオランダ人の幕府献上荷物の通行に際しては町役が先触の写を代官所に出し通過後町役がその旨代官所に届出るだけである。町役というのは田代町の別当、座親、町年寄のことである。

一長崎御奉行より御老中江被進候御用物七箇御状筒壱、右御同所より大坂御奉行へ被遣候御文箱一、宿次船年寄江被成御当候御証文壱通刻、今申上刻、轟木、駅より致参着候段、町役共より届申出ル

(正・廿二)

長崎奉行より老中への御用物その他についても町役よりの届出だけである。

一長崎皓台寺江府より帰路明廿六日爰許人馬繼ニ而通行之先、触相達写、町役共より差出候ニ付、為先、扨、郷足輕式人差出、人馬等之儀先形之通及手当候様手代、中江相達

(二・廿五)

皓台寺の住職の通行には先扨として郷足輕二名を出し人馬の手当を手代に命じている。皓台寺が公用を帯びての江戸往来であったことがわかる。

以上の四例よりわかることは公用旅行者の通行に際しては先触が町役人の手元に到着するとその写を代官所に届けることになっていたこと。代官は手代(通常三名ただしこの年は手代元メ村山東一郎が三名の上のいた)に人馬の手当を命じ、先払として郷足輕(三郷両町より五十名が指定され数名宛交代で勤務していた)を出し領内を附添案内させていたこと等である。

なお公儀役人の巡見に際しては代官と手代が附添として出ている。天明五年五月、西国郡代の代理として備中倉敷代官萬年七郎右衛門が三藩国境の筑後川の見分に来た際、宮川嶋居の両代官が立会い、宿所の御茶屋には手代永見文左衛門と御屋敷下代岩谷順左衛門が詰め、手代緒方喜内は天領日田から久留米領府中を経て田代領内まで毎日上使に附廻り、博多まで見送っている。三国境までは代官宮川平左衛門と手代門司郡兵衛が見送っている。⁽¹³⁾

文化九年の幕府測量方伊能忠敬が田代到着の際は領界に緒方又蔵と青木幸三郎が出迎えている。⁽¹⁴⁾ 緒方は手代、青木はその下役であった。また嘉永六年勘定奉行川路聖謨が露使応接掛として長崎下向の際は中老が領分境に出迎えたとあるが、この中老は代官であろう。

○此田代より前一里ほどの所、筑前と肥前の境也、田代は宗対馬守領分にて中老、長棒・索馬^{ひき}にて領分境へ出る。中老故、下乘に及ばず候。
(川路聖謨「長崎日記」⁽¹⁵⁾)

(2) 佐賀領(轟木・中原)の場合

イ、領内の街道と宿駅

佐賀藩領内の街道と宿駅は天明三年(一七八三)人馬賃銭増の際、幕府に提出した書上によって一覽することができる。⁽¹⁶⁾

松平肥前守領内宿駅

(1) 轟木より長崎え彼杵、通道筋

轟木 中原 神埼 境原 佐嘉 牛津 小田 北方 塚崎 嬉野^{是より大村領彼杵え二里廿八丁此間大村領大村より二里半} 栄昌 矢上^{是より御料日見え壹里}

(2) 同断 塩田、通道筋

小田 成瀬 塩田 嬉野

(3) 同断 多良、通道筋

塩田 浜 多良 湯江 諫早 矢上

右之筋、長崎え之通路本通宿駅ニ御座候

(4) 轟木より久留米え之道筋

轟木 干栗^リ

(5) 轟木より唐津え之道筋

神崎 駄市川原 岡町 別府

(6) 佐嘉より多久え之道筋

佐嘉 牛津 別府 多久

(7) 佐嘉より唐津大川野え之道筋

佐嘉 牛津 小田 北方 川古 本部是より唐津領大川野え
壱里廿丁半

(8) 本部より平戸え之道

本部 伊万里是より平戸領
早岐え式里

(9) 佐嘉より三瀬通、筑前え之道筋

佐嘉 惣座 三段田 三瀬是より筑前領
飯場え式里

(10) 佐嘉より柳川え之道

佐嘉 寺井是より柳川領え
船渡

(11) 境原より寺井え之道

境原 寺井是より諫早迄
船路

(12) 境原より諫早え之船場道

境原 本庄町是より諫早迄
船渡

(13) 諫早より竹崎船場え之道

諫早 湯江 竹崎是より佐嘉え
海上

(14) 塚崎より有田皿山通、伊万里え之道

塚崎 有田皿山 伊万里

右之通ニ御座候 以上

七月

御名内

角 十郎左衛門

この書上によると佐賀領内の街道は十四の道筋になっている。そしてその第一、第二、第三が轟木より長崎への本通りである。その名称は第一が彼杵通り、第二が塩田通り、第三が多良通りとよばれているが、道中絵図類に見える長崎街道はこのうち第二の塩田通りである。この本来の長崎街道である塩田通りが第一に挙げられていないのは、この街道に沿っている塩田川が毎年氾濫し水害を生ずるため、これを避け小田より北方、塚崎を経由して嬉野に出る所謂彼杵通りが利用されるようになったためである。元禄四年（一六九一）のケンペルや享保十三年（一七二八）の下向長崎奉行三宅周防守はともに塩田通りを通っているが、延享二年（一七四五）の長崎奉行松波備前守の下向路は塚崎経由であり、これ以後の長崎奉行はすべて塚崎経由の彼杵通りを利用している。¹⁷⁾

23
なお第三の多良通りというのは有明海岸に沿い諫早に出る道筋であり、第一、第二の通りが大村領を通るのに対し、これは佐賀領内にあり佐賀藩主の長崎往来に利用された道筋である。

つぎに第四、第五は佐賀領東端の轟木宿より久留米、唐津への道、第六より第十までの五つの道は佐賀より多久（佐賀家老領）及び唐津、平戸、福岡、柳川の四藩に通ずる路線、第十一、十二、十三は佐賀と諫早を結ぶ有明海上路、第十四は塚崎より伊万里に通ずる道である。

以上の通り佐賀領内の街道はやや複雑でその宿駅の数は一三三であった。

この三十三駅の人馬賃銭が天明三年に轟木以下十八宿が人足二十一文、本馬四十一文に、ほかの十五宿が人足十六文、本馬三十二文にそれぞれ増額されたことは前項で見た通りであるが、これを長崎街道本通りの第一、彼杵通りについていえば、佐賀を中心とする平野部の五宿が後者の賃銭に、東部の轟木、中原、神崎の三宿と西部の塚崎、嬉野、栄昌、矢土の四宿とが前者つまり筑前六宿並の賃銭に値上げされたことになる。前者を後者から区別した理由は「山川難所之場所」が多いということであった。

ロ、諸通人馬賃銀仕組

長崎奉行および諸大名の通行に要する荷物輸送の人馬役は九州路にあっては原則としてその宿を抱えている郡の夫役であった。しかし交通量の増大に伴ない農民の負担が過重となるとしばしば人馬役は代米制度にかわり、実際の人馬は請負業者の通日雇人足が当てられた。その細かな点はわからないが、佐賀藩は天保年間すでにこの代米と請負の制度をとっていたことが福岡藩の日雇支配萬屋喜平次の御用日記⁽¹⁸⁾によってわかる。

天保十二年（一八四一）六月、萬屋ら四名の日雇支配は筑前領内通行の長崎奉行の継人馬およびそれに差出す菓子料の

請負を願出ているが、そのとき筑前原田宿が写取っていた佐賀藩の人馬賃銀仕組の記録を更に写取り参考にしている。この資料は佐賀藩の宿駅制度を知る上に非常に役に立つものであるから次にその全文を掲げよう。

肥前国諸通人馬賃銀仕組積之写

一国中地米壹石ニ付、米七升五合宛相掛御蔵納ニ相成候。米高凡壹万石有来

内

一米三千五百石

右ハ長崎御奉行様其外御大名様方一ヶ年通路人馬賃銀渡方前

但人足廿人迄ハ間通として別段渡方之事、三十人より上ニ相成候節ハ大通賃銀ニ而御座候

一米千五百石

右ハ間通宿々壹ヶ年受負前、但国中地方役人、楮又旅人賃人足之儀ハ向方賃銀請納銭、問屋中受取候上、里数壹里

ニ付、米七合五勺宛渡方前

一米千石

右ハ御城年分使夫其外賃銀渡方前

メ米六千石

右ハ壹ヶ年御遣出前、十月朔日より翌年九月廿九日迄入切渡

残而米四千石

右ハ壺ヶ年御益米、御銀藏納ル

事

右之通人馬賃錢仕組、久保三左衛門殿、此仕組被致候付、其節百式拾石加増有之旨、佐賀人馬方、米屋政右衛門写取候

覚

一銀式拾貳貫三百拾八匁

右ハ下向長崎御奉行様御通行ニ付、轟より彼杵迄、里數式拾里余、人馬賃銀受、負前

内

人足五百人 但壺人ニ付銀式拾目宛 賃銀拾貫目

馬 貳百疋 但壺疋ニ付同四拾式匁宛 同八貫四百目

但先方賃錢御往来分、銀ニノ三貫五百目余、御役所江納ニ相成候事

一銀壺貫六百三拾式匁五分

右ハ御中間五拾人、御足輕四拾人、才料足輕拾人、都合百人宿駕籠代として壺人前金百疋宛渡、切前

一銀式貫貳百八拾五匁五分

右ハ通人足百四拾人、但御手廻り陸尺、平夫とも入て壺人前、金百疋宛渡、切前

一銀 六百目

右ハ同勢改九人、偕又日雇頭貳人、嬉野茶三斤宛、偕又金三百疋宛、御上より別段被指出候

一同 四百八拾九匁七分

御奉行様御道具一通手代り繩手持壺人ニ付式朱宛

一同 五百目

右ハ惣人足心遣として佐賀より御役人貳人轟木より彼杵迄附添として被差越候、旅飯雜用銀

合銀式拾三貫九百七匁七分

右ハ下向長崎御奉行人馬賃銀入切高、御帰路ニハ右之廉々五割増ニ而、御上より御渡方ニ相成候事
外ニ

一人足五十人宛

右ハ賑々ニ而寄方ニ相成ル、但シ御奉行様御同勢之内病人有之、偕又、焼灯持之外ニ用達夫御高札前之賃錢ニ而被指出候事

右、受、負、前、ニ、御、座、候

右、米屋政右衛門より原田駅ニ写取置候分、写ス

この資料の前半は久保三左衛門が立案した人馬賃銭仕組で、佐賀領内の地米（本年貢の高）一石につき米七升五合を仕組米として農民より徴収し総額一万石を得、このうち六千石を次の三種の賃銭に当て、残り四千石を益米として銀蔵に収納する制度である。

- ①大通りの人馬賃銭
- ②間通りの人馬賃銭
- ③藩の年分使夫賃銭

資料の後半の「覚」が長崎奉行の通行の人馬賃銀の請負制度、請負人は佐賀人馬方、米屋政右衛門である。その内容は佐賀領内の長崎街道を東は轟木宿より西は嬉野宿の次駅、大村領彼杵宿まで、通しの日雇人馬を使うものであり、人足五百人、馬二百疋の賃銀および中間足軽百人の宿駕籠代、通人足百四十人の手当、その他の雑費一切を含め下向長崎奉行の輸送を銀二十三貫九百七匁七分で請負うものである。帰路は往路の五割増の人馬となっているが、割増分は請負外で藩が別途に支払った。

なお長崎奉行が宿駅に支払う人馬賃銭、銀三貫五百目余は請負人がうけとって藩庁に納入することになっている。また請負のほかに人足五十人宛は各宿駅が準備しておかねばならず、奉行一行に病人が出た際の用心人夫や提灯持ちその他の用達夫に当てた。この人足賃は御定賃銭で佐賀藩が支払うことになっている。

佐賀人馬方の米屋政右衛門については詳かでないが、佐賀藩主の天保十五年の下国道中日記⁽¹⁹⁾に中国路片上宿で石井長兵衛なるものが金拾両を下賜され、その但書に「右ハ米屋清六人足方請負賃銀之義ニ付而立入致ニ心配ニ格別骨折候付」とあり、また前記の萬屋喜平次の記録には、嘉永元年（一八四八）佐賀藩主婦国の際の中国路の通人馬を佐賀藩日雇頭、米屋清六が請負っていることが見える。この米屋清六と米屋政右衛門とは何か関係がありそうである。この佐賀藩の通日雇人馬請負制がいつ始まりどのような変遷をたどったかも今のところわからない。

さてこの米屋政右衛門の長崎奉行人馬の請負と前段の藩の人馬仕組との関係はどうであろうか。

仕組米のうち長崎奉行と諸大名の通行（これを大通りという）に当てる米高の三千五百石は天保末年の米価一石〓銀八〇匁〓六二匁に換算すると銀二八〇貫〓二一七貫になる。米屋政右衛門の長崎奉行通行人馬の請負額は下向が約二十四貫で帰路五割増とすれば三十六貫、往復で六十貫である。この費用が仕組米三千五百石〓銀二八〇貫目のなかから支出されていたということになる。予算の約四分の一が長崎奉行の往復に、残る四分の三が諸大名の通行に当てられていた訳である。

(3) 長崎奉行と大名の三宿利用状況⁽²⁰⁾

長崎街道の主要な利用者である長崎奉行や参勤往來の諸大名が休憩、宿泊する宿駅は年代によってほぼ一定していた。これを鳥栖地方の三宿を中心にして考えてみよう。

まず長崎奉行の下向の場合は次表上段の通りである。

	1745	1765 ~93	1794 ~96	1797 ~1809	1858
倉崎 小倉	○	○	○	○	○
木屋 黒瀬	△	△	△	△	△
飯塚 内野	○	○	○	○	○
山家 田代	△	△	△	△	○
神埼	○	○	○	○	○
佐嘉 牛津	○	○	○	○	○
塚崎 嬉野	△	△	△	△	○
彼野 村	○	○	○	○	○
大諫 早	△	△	○	○	○
矢上 長崎	○	○	○	○	○
(註)	○印は宿泊、△印は昼休を示す				

	1691		1776	1822	1826	
	上	下	上	上	上	下
山家 田代	△	○	△	○	○	△
原田 轟	○	△	○	△	△	○
中神 原	△	○	△	○	○	△

右表によると一七四五年より一七九三年までの約五〇年間は長崎街道の日程が五泊六日、それが一七九四年から一八〇九年の間六泊に、さらに一八五八年当時は七泊に延びているが、それぞれの期間の泊休の宿駅は一定していたことがわかる。そして鳥栖地方の三宿にあっては田代が宿泊地で、その前後の昼食休憩の宿場は筑前山家と肥前神埼とであった。したがって轟木と中原の両宿は小休程度にしか利用されていなかったことがわからう。

次にオランダ人の江戸参府の場合をケンペル、ツンベルグ、フィッセル、シーボルトの参府紀行によって表示すると右下段の表のようになる。

この表によってわかることは長崎奉行のそれと同じく神埼、田代、山家の三宿が宿泊または昼食休の場所として利用さ

れていることである。但し第一例のみは田代の代りに轟木が休泊所になっているが、これはケンペル自身がその理由を次のように日記に記し、本来の宿泊地が田代であったことを述べている。⁽²¹⁾

吾等は轟木と称する他の大なる村落に入れり、此処は人家五百許り、肥前国の最終の村にして、今夜一行が宿泊すべき所となるなり。往時は蘭人の一行は此処より約半里程先なる田代なる村に泊るを常としたりしが、四年許り前、其処には一つの不幸なる出来事ありき、我が司令長官の奉行は、通訳長と争うて互に激論を成し、遂に奉行は对手を其場に殺して身を以て逃亡したり。彼は同心を以て代りて彼の役を取らしむる積りなりしも、夢中になりし余りに其の同心の片手をも斬落し、同心も其処より遁がれ去りぬ。爾後此の地は人命に係わるところなればとて命令を以て将来避けらるることとなりしなり。

オランダ人の一行が田代宿を忌避した期間がどれほど続いたのかわからないが、やがてそれはもとのように田代宿を休泊地とすることとなった。それを示すのが第二例以下の三例である。

最後に大名通行の例として佐賀藩主の参勤往來の場合を考えてみよう。

	1805 ~11	1812	1813	1815 ~16	1820	1822	1830	1844
	上下	下	上	上下	下	下	下	下
内山田轟中神境佐	△	○	△	○		△	△	△
野家代木原埼原賀	○	△	○	△	○	○	○	○
野家代木原埼原賀	○		△	○	△	○	○	○
野家代木原埼原賀	○	○	○	○	○	○	○	○

上の表は文化二年(一八〇五)より天保十五年(一八四四)に至る四十年間の佐賀藩主の道中日記⁽²¹⁾による泊休一覽表であるが、基本的には轟木宿に宿泊し、その前後、神埼と山家の両宿で昼休をとる慣例であったことがわかる。したがって田代宿は単なる小休止程度の利用にすぎなかった。

以上わずかに長崎奉行とオランダ人および佐賀藩主の三例に限って鳥栖地方の三宿の利用状況を調べてみたが、それによると長崎奉行とオランダ人は田代宿を、佐賀藩主は轟木宿をそれぞれ宿泊地もしくは昼食休憩地として利用していたことがわかる。この田代・轟木の両宿に対して中原宿は宿泊、昼休ともに利用されてはいない。中原宿の次の神埼宿が奉行や大名の泊休所に利用されたことは前表によってわかるが、轟木と神埼に挟まれた中原宿には御茶屋も設けられず、その必要もない一小駅にすぎなかった。然しながら奉行や大名の所謂大通りでない所謂間通りの一般の旅人たちは、大名行列の喧騒を避けて中原の寒駅に旅の疲れをほぐしたようである。

総説の部〔註〕

(20) ケンベル「長崎より江戸まで」衛藤利夫訳、国民書院(大正四・七)

- (1) 宗家文書「田代御高札之写、四冊之内一番」貞享二年写
鳥栖市役所、複写本によった。
- (2) 鍋島文書「御高札写全」佐賀県立図書館蔵
- (3) (4) (5) 「筑前宿駅人馬賃銭増一件」福岡県筑紫郡筑紫野町山家、山田義徳氏蔵、写本
- (6) (17) (20) 拙稿「長崎街道について」西日本史学、十七号(昭四一・三)
- (7) 「基養政鑑」鳥栖市田代新町、津田謙壯氏蔵
- (8) (10) (13) 「日記抜書」鳥栖市史資料編第一集(昭四四・六)
- (9) 松尾禎作「田代を語る」(昭一四・一)
- (12) 「安政二卯年、毎日記」鳥栖市田代新町、津田謙壯氏蔵
- (14) 伊能忠敬「測量日記」千葉県佐原市、伊能忠敬記念館蔵
- (15) 川路聖謨「長崎日記」平凡社発行、東洋文庫(昭四三・一〇)
- (16) 鍋島文書「泰国民院様、御年譜地取」佐賀県立図書館蔵
- (18) 萬屋喜平次「御用日記」九大、九州文化史研究所蔵
- (19) (22) 鍋島文書「御参府御道中日記」佐賀県立図書館蔵

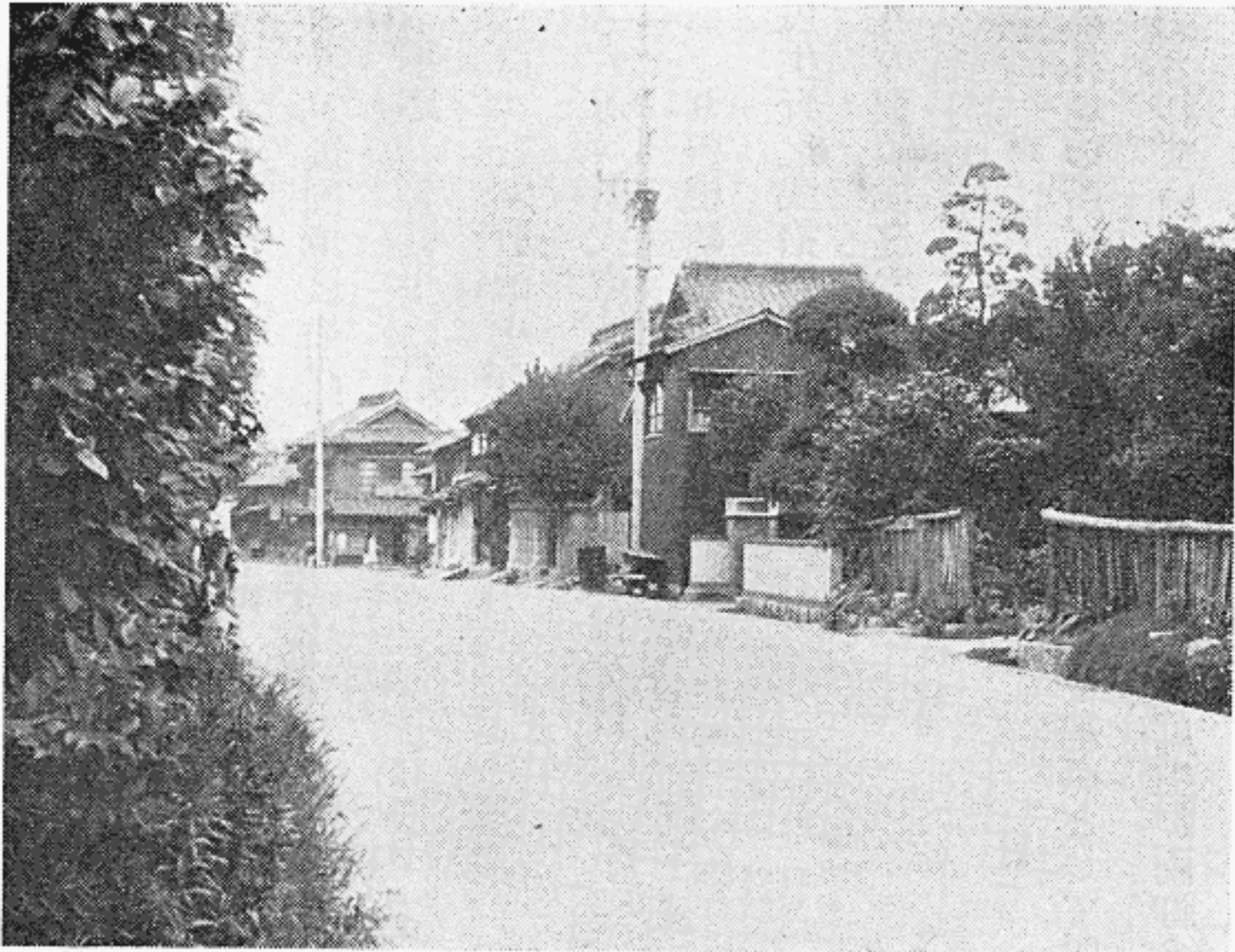
後
篇〔各
說〕

一 田代宿

(1) 対州領田代と田代宿

対州藩領の田代は両町、三郷からなる一万五千石の土地である。両町とは田代町と瓜生野町、三郷とは基肄郡上郷、同郡下郷、養父郡(東半郡)をさし、両町には別当、三郷には大庄屋がそれぞれいて民政に当たっていた。この両町三郷の田代領を管理する対州藩の役人は代官二名が対馬の厳原から交代で赴任し、その下役には手代以下の地役衆がいた。この両町のうちの田代町が宿駅である。田代宿は北より昌元寺町、新町、上町、下町、外町の五町からなり、中央の上町に「御屋敷」とよばれる代官の陣屋があり、その西隣下町に「上使屋」その西に高札場があった。

文政十一年編の「基養提要」⁽¹⁾の末尾に簡単な田代宿の見取図があり、それに「田代大絵図ニ記シ在之他領堺其外御領中道法飛地之



田代宿、現在の昌元寺町



田代宿 昌元寺町より新町をのぞむ

事」として次の記事が見える。

一 田代町横町之角今之高札場之所ニ一里山之印在之

一 里山より田代町口迄七丁町口と云ハ筑前領原田へ
昌元寺町ノ外レ也行道、昌元寺町ノ外レ也

田代町口より筑後国境迄拾四丁筑後国境小郡村へ
行道也

一 昌元寺町 承応二癸巳年之新町

一 今之袋町入口ニ古大道留ル所ト有

一 外町之今之大道ニ新大道筋 明暦元乙未付ケ替

一 田代一里山より曾根崎迄拾四丁

一 田代より瓜生野迄式拾壱丁式拾四間

一 壱里山より佐賀領境迄式拾六丁五拾六間

右によれば高札場の所に一里塚があり、これを基点として四方への距離が記されている。また同書には田代、瓜生野両町の間数並人高竈数を記しているが、田代町の分を示すと

一 昌元寺町 九拾九間半

一新 町 百拾九間

一上ミ町 百拾式間

一下モ町 九拾壱間

一横 町 五拾間

一外カ町 百三拾間

合間数六百壱間半

町ニメ拾町壱間半

但高札場ヨリ袋町口迄

但書は高札場より袋町口迄を除くの意味でなければならぬから「除」の字が落ちているのであろう。

田代町のうち上町下町を合して本町と云うとあるからこれが当初の田代宿であったと考えられ、まもなく東に延びて新町が出来、更に北折して昌元寺町が承応二年（一六五三）に出来たという。西端は高札場の西、袋町口であったものが南折して横町と外町が明暦元年（一六五五）に出来た。同書廿三に

廿三、外町建之事

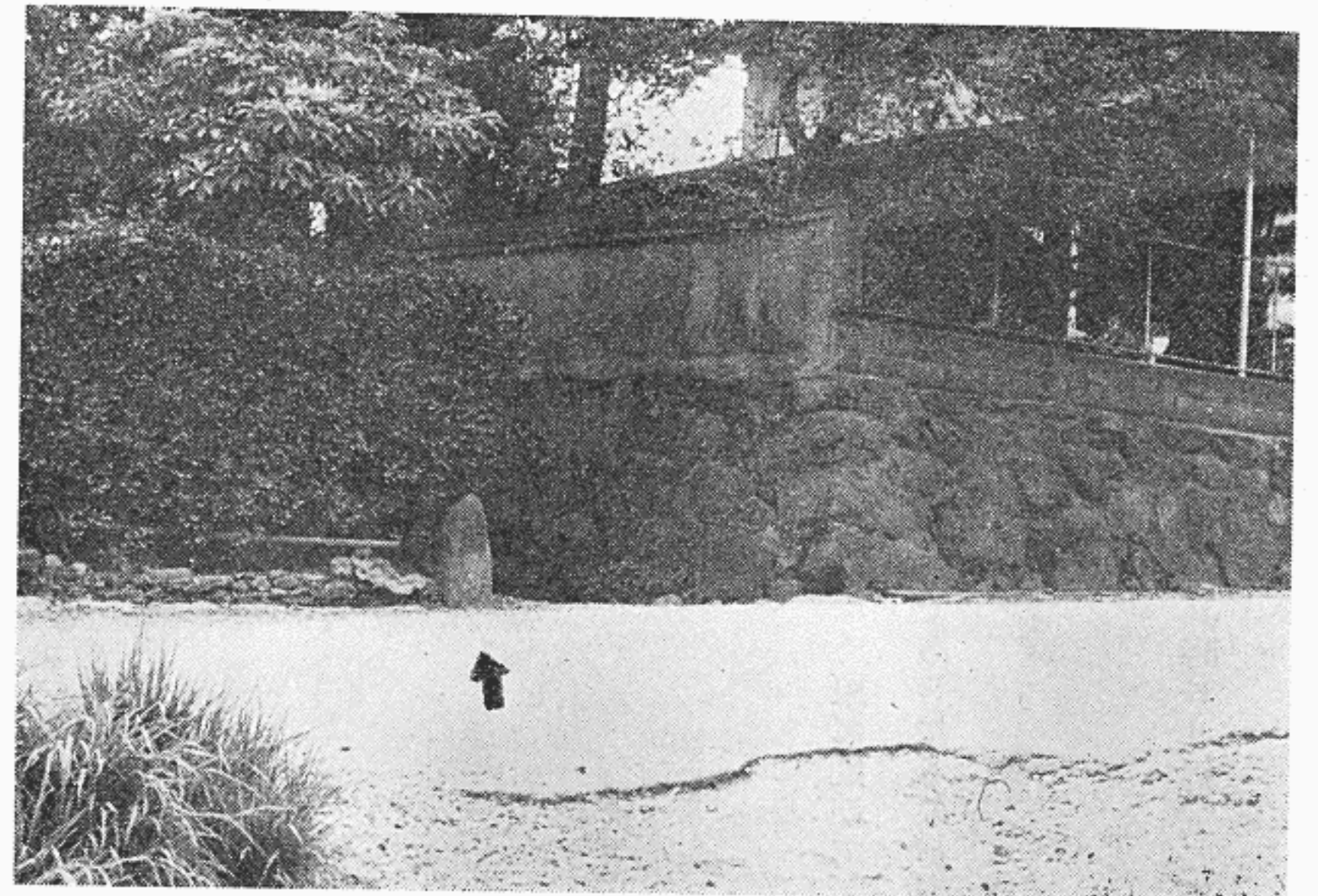
一 外町ハ明暦元年波多野新助殿大浦源左衛門在勤中ニ建、下町口ヨリ大道ニ候処今之大道ニ成、外町其時ヨリ延宝二年（一六七四）迄居家年々相増し横町も同時ニ出来候事、外町西裏小家数建開と云て荒木衛兵衛名子也。

(2) 田代宿両端の追分石

田代宿の両端の町口に当然あったと思われる構口の遺跡は明らかでないが、その町口の追分に現存する追分石は貴重な文化財である。東の町口の追分石は「右ひこ山、左はかた道」と彫った自然石で昌元寺町口の東側に建っている。本来この追分石は昌元寺町口の正面左手に南面して建てられていたものと考えられるが正面に新道が開通したため右手に寄せられたのであろう。

一方西の構口（外町口）を出たところに同質同大の自然石に同じ書体で「右さか、左くるめ道」と彫った追分石がある。これは三叉路の交点に建っており原位置を動いていないと考えられる。その追分石の背後に地藏堂がある。

田代宿の両端に現存するこの追分石は同じ年に建てられたに違いないが残念ながら紀年銘がない。ところが実はこの追分石の東口のものも享和二年（一八〇二）五月長崎より東上する尾張の商人菱屋



田代宿、東口（木戸址）と追分石（矢印）



田代宿、西口の地藏堂と追分石（矢印）

平七（吉田重房）が見て日記にとどめ、西口のものはその二年後の文化元年（一八〇四）太田蜀山人が見てこれも日記に書き留めてくれている。前者は、

（享和二年五月廿二日）

田代ノ駅轟宿より是まで一里にちかし 対馬の殿の御領知なり、人家五百軒計、町五丁計につづけり、茶屋宿屋多し、駅の出口の左のかたに彦山にゆく道の追分あり、十丁余行バ赤坂村農家二十軒計あり茶屋なし。

後者は

（文化二年十月十三日）

轟川をわたりて行囊抄轟河小川也、此川ハ宗対馬守領と佐嘉領の堺なり、人家長くたちつづけり、瓜生町といふ、田間をこへ砂川をわたり田間をゆくに石表あり、右さが

此以晴天例
九月廿四日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿五日晴天於後娘方村中五町止宿例也中
同小養父郡田村 九月廿五日晴天於後娘方村中五町止宿例也中
九月廿六日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿七日晴天於後娘方村中五町止宿例也中
九月廿八日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿九日晴天於後娘方村中五町止宿例也中
九月三十日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

左くるめ道とあり 此石表は去年見し也、今宵は戌の時ばかりに田代駅につく。(小春紀行)

伊能忠敬の測量日記の一部

蜀山人は文化元年ロシア使節レザノフが長崎に入港して開国通商を迫った時、幕府派遣の目付遠山景晋の配下の一人として長崎に赴き、翌文化二年十月長崎を引上げ江戸に帰っている。その帰途の紀行が「小春紀行」である。彼が十三日早朝、牛津宿を出立し神崎宿で昼食をとり轟木宿に入ったときには月が出た。田代に着いたのは午後八時である。宿の入口のこの石表の文字は見えなかったが、去年通った時に見たのを思い出して記したという。その文字は現存する追分石の字面と全く同一である。以上二人の紀行によって田代宿両端の追分石は享和二年(一八〇二)以前のものであることがわかる。なおちなみに東の追分石については蜀山人は記していない。それは田代宿中央の祇園宮を左に見てすぐ右に、曲つて田畑の中の間道をとりに今町に出ているからである。

九月廿一日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿二日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿三日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿四日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿五日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿六日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿七日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿八日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月廿九日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

九月三十日晴天於後娘方村中五町止宿例也中

伊能忠敬の測量日記の一部

中の間道をとりに今町に出ているからである。蜀山人の通行から七年後の文化九年(一八一二)幕府の測量方伊能忠敬の一行が測量のため田代宿に泊っている。その測量日記にも両町口の追分碑が測量の中継点として利用されたことが見える。この測量日記の記事は当時の田代を知る上での好資料でもあるのでやや詳しくそれを示すことにしよう。

九月廿四日朝より晴天六ツ後娘方村ノ内中原町出立 同所止宿測所より初、 同國養父郡村田村 枝五反三歩 村田川幸津村入込 蔵上村佐嘉領轟木町申六間 九月廿三 日先手残杭制、札、左角、二繋 一里廿二町、九ツ頃 二対州領 田代町に着、 止宿本陣外町、荒木、孫治、別宿、長崎、屋善、九同、角屋、甚兵衛、領界江宗、對馬守内緒、方、又、蔵、郡、方、下、役、青、木、幸三郎、出、此日對州侯より國産一同江被贈、筑前原、左太、夫、同、手、付、須藤、次、内、来、ル、 当郡、方、下、役、村、山、弥、左、衛、門、養

父郡、藏上村庄屋多右衛門昨日中原ニ来ル今日モ出ル 同郡大庄屋原野萬右衛門、同郡瓜生野村庄屋平右衛門、同藤木村庄屋権平、同鳥栖村庄屋覚兵衛、基肄郡長野村庄屋彦治、同奈良田村庄屋左平治、同幡崎村庄屋幸作出、筑前原左太夫手付、倉岡喜助、郡方下役一瀬万助、筑前御笠郡山口村大庄屋高野奎右衛門、同郡付添庄屋塔原村曾六、東小田村、宗治郎、大佐野村庄屋幸治郎付添庄屋、左市来ル此夜晴天測

九月廿五日晴天六ツ後肥前国基肄郡田代町出立同所人家限昌元寺町出口、追分 ④印より初、姫方村永吉村枝赤次賀、奈良田村柚比村枝今町、長野村枝久保田 又奈良田村 宮浦村④印ヲ残 豊後日田街道 二十八丁四十八間 (下略)

坂部永井筥田保木佐助佐嘉城下より手分

九月廿三日曇晴千栗村出立無測一里斗行は長崎街道村田町に出る 夫より轟木町小休本陣五郎次、此所江筑前原左太夫並手附須藤治内来ル、養父郡佐嘉領轟木町制札ニ向、左角より初長崎街道を測ル 轟木町人家限右ニ番所木戸ヲ出ルト直ニ小川阿里 中央領界対州領ニ成瓜生野村瓜生野町人家百六十軒 右ニ鎮守祇園社 藤ノ木村鳥栖村字三角藤木村大木川中六間 中央界基肄郡原村田代村久留米街道 追分碑ニ繫二十七間一尺 田代町家二百六十九軒 外町測所迄二十七間 下町右ニ間屋 左ニ領主茶屋 上町左ニ制札 対州屋敷左ニ一向宗浄覚寺 右ニ浄土宗、左ニ新町、昌元寺町、字昌元寺口 追分 ④印ヲ残 ⑤一十〇町〇 長崎街道合一里〇二町五十六間四尺 ⑤印より日田街道ヲ測、姫方村本郷川幡崎村神水川永吉村筑後国御原郡久留米 小郡村界江埋杭ヲ残シ終ル ⑥一十四町〇三間 夫より田代下町江帰着 惣測一里一十六町五十九間四尺 止宿別手ト同

九月廿四日晴天同所逗留ニ而仕越測、基肄郡田代村追分碑より初久留米街道測曾根崎村左ニ鎮守字村下大木川酒井村小休老松天神宮 水屋村養父郡高田村枝北古賀追分 ①印残、②一里一十四町〇〇

伊能忠敬の測量は二手に分れて行なうのが例であり、この田代宿の部分は伊能忠敬でない方、坂部らの担当であった。その坂部らの先手組は長崎街道を轟木宿より東上し、田代宿に入っているが、その入口の測量基点になっているのが「田代村久留米追分碑」であり、田代宿内を外町、下町、上町、新町、昌元寺町の順に測って「昌元寺字昌元寺口追分」に ④印を残し、これより長崎街道から分れて日田街道を測っている。この日記を見れば西の追分が久留米街道、東の追分が日田街道へのそれであり、その追分碑が現存の追分石であることは明瞭である。この間の距離を測量日記は

田代村久留米街道追分	一町二七間
田代町外町測所	一〇町九間三尺
昌元寺口追分	一一町三六間三尺
計	

としている。外町測所というのは伊能忠敬の宿所となった「外町荒木孫治」の家をさしている。

前記の「基養提要」の田代五町の全長十町一間半とこの測量日記の十一町三十六間半とは一町三十五間の差がある。後考に俟ちたい。

(3) 対州屋敷と問屋・制札

測量日記には田代宿内の建物として次のようなものがあったことを記している。

○坂部貞兵衛たち先手組の日記

○伊能忠敬たち別手組の日記

- | | | | |
|------------|-----|---------|---------|
| (1) 宗対馬守陣屋 | 田代町 | (10) 本陣 | 荒木孫治外町 |
| (2) 問屋 | 下町右 | (11) 別宿 | 長崎屋善九下町 |
| (3) 制札 | 下町左 | (12) 同 | 角屋甚兵衛下町 |
| (4) 領主茶屋 | 下町左 | | |
| (5) 対州屋敷 | 上町左 | | |
| (6) 一向宗浄覚寺 | 上町左 | | |
| (7) 天台宗昌元寺 | 上町左 | | |
| (8) 浄土宗西清寺 | 上町右 | | |
| (9) 鎮守祇園社 | 新町左 | | |

右のうち(1)宗対馬守陣屋というのは田代町全体についての記事で、家二百六十九軒と併記してあり、具体的には(5)の対州屋敷を指すものである。この「田代御屋舗(代官所)」の間取図については詳かでないが、その敷地は「田代下町の東端よ

り同上町に及ぶ東西五十七間」「東は田代町役場の西側の道、南は国道、西は田代小学校敷地西端、北は旧田代高等小学校裏道境」であり「嘉永四年正月改築」の建物があったという⁽⁵⁾。この御屋敷に敵原派遣の代官が在任勤務していた。

嘉永六年十二月六日、長崎に急行する幕府の対露使節応接掛の筒井肥前守政憲に随行した岡本播五郎はこの田代御屋敷の美観を日記⁽⁶⁾に留めている。

一田代駅御泊御着暮六ツ半時前、本陣荒木繁右衛門
一同所右ニ祇園社有、夫より右ニ御同所様御陣屋有、余キ御普請成リ

(2)の問屋と(3)の制札は測量日記によれば下町で向き合っていたようである。制札は前記「基養提要」の附図に見える高札場で「田代町横町之角、今之高札場之所ニ一里山之印在之」とあるから下町から横町に直角に曲る角の所に建っていた。鳥栖市役所に現存する字図⁽⁷⁾(基肄郡田代村ノ内四番字下町)によるとこの高札場が奇しくも三叉路の部分に道路に張出し「三五四官有」地として明記されている。

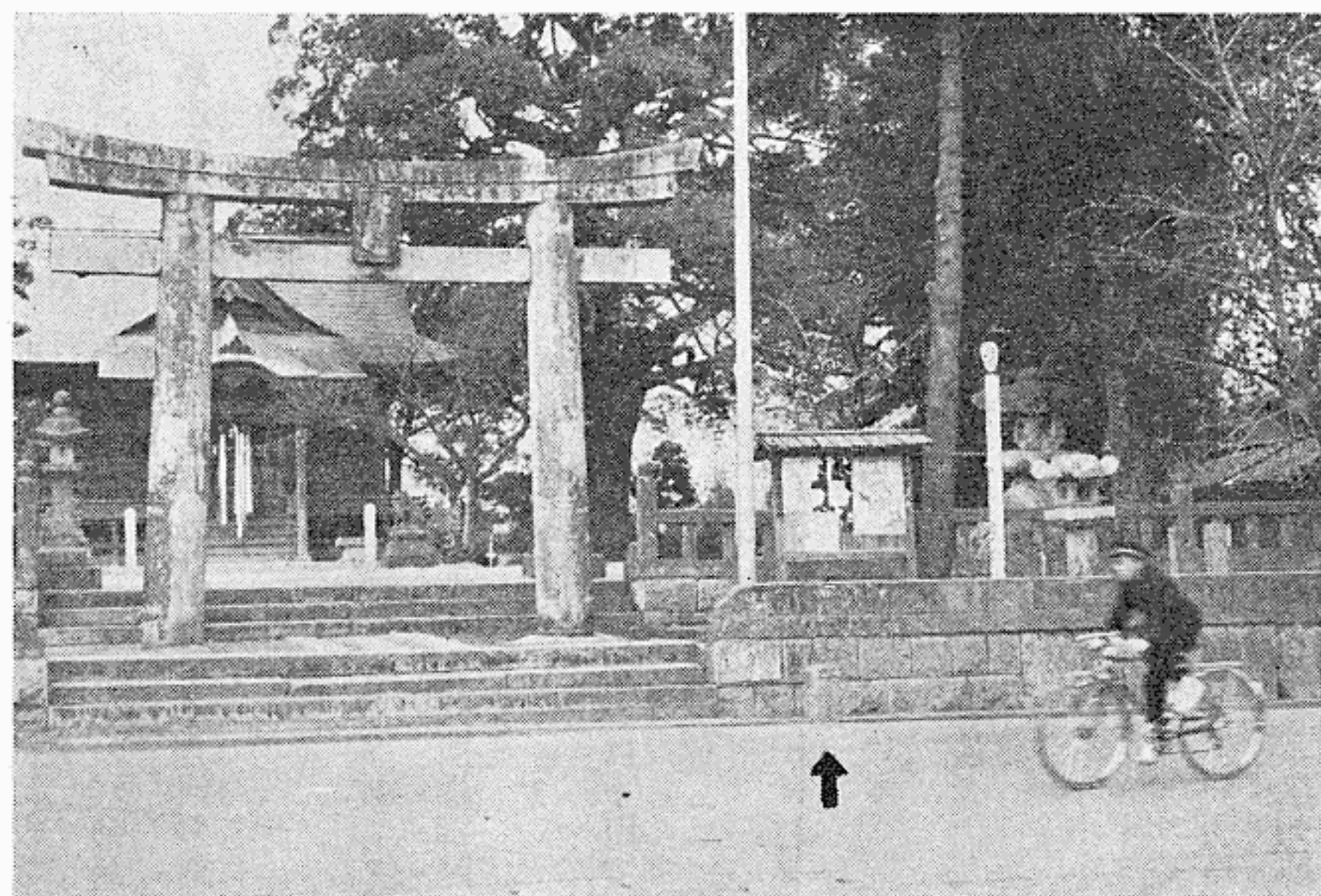
問屋はこの制札の向側、四一五番地の宅地と考えられるが、「基養提要」の「馬立場」がこれであろう。

九十三ノ次 馬立場之事

一田代町馬立場正徳三巳年御立被下、入料者古来修理共町方より出之事

但天明四年願ニ依り上より御修補被下候而当時其例ニ成ル

なお同書には、その次の項に「馬差家之事」というのがある。馬立場に対する馬差の家であるから馬の継立場に隣接し



田代宿、新町の祇園社、八坂神社（矢印のところに田代村道路元標がある）

て馬差（問屋役人）の家があったものと考えられる。

九十三ノ次ノ次 馬差家之事

一寛政八辰年馬差家御取上ケ之古家にて御建被下、文化三寅年修補御作事方より在之、入料者町役へ当拜借被仰付、文政八酉七月御差図日記ニ在之

これによると馬立場は正徳三年に建ちその建築費と維持修理費は共に町方負担となっていたが、天明四年以来修理は藩庁（田代代官所）より行なうこととなり、馬差の家は寛政八年に建ち文化三年には藩庁より修理がなされたがその経費は町役の拜借金となっている。

(4) 上使屋（御茶屋）と上使屋守

(4)の領主茶屋というのは「基養提要附図」の上使屋のことである。一般に肥前国にあっては対州、佐賀、大村の諸藩も幕府

の上使の宿泊施設を藩が建てこれを上使屋とよんでいる。幕府の道中奉行の管轄下にある五街道の宿駅にあっては、その宿駅における富豪の家をそれに当て、その主人を宿役人としこれを本陣・脇本陣とよんだ。これに対し脇街道の宿駅はその藩の大名の管理下におかれ、本陣に該当する施設は藩宮の御茶屋であるのが普通であった。伊能忠敬の測量日記はこれを「領主茶屋」とか「領主客館」とか記している。この御茶屋に対し町茶屋と称する宿泊施設があり、これは宿駅の富豪の家が指定され、その主人が茶屋守に任せられ御茶屋に休泊する大名や幕吏の接待を担当することになっていた。

さて田代宿の領主茶屋即ち上使屋について「基養提要」には次の記事がある。

百五十八 上使屋給之事

一上使屋給者宿村ニ在之余米三拾俵余、年々差引書付手代役へ差出ス 此米者同村御物成ニ加へ御国江被差越、此起リハ以前上使屋守高野何某と申仁、高六十石ナルを半分者宿村庄屋給と相成、半分ハ今之上使屋給と成り候由承り伝フ

これによると基肄郡宿村に六十石の知行地を与えられていた高野何某が田代宿の上使屋守をしていたこと。それが現在はその六十石の知行地の年貢米六十俵の半分三十俵が宿村庄屋の給米、残る三十俵が上使屋守の給米となり、それが宿村より手代役に差出されていることがわかる。

「基養提要」は田代手代役の村山東一郎編「探玉」を文政十一年に堀江正憲が写したものであるから、文政年間田代宿の上使屋給が三十俵であったことはわかるが、当時の上使屋守が誰であったかは不明である。

前にも引用した岡本播五郎の「長崎旅中日記」によれば露使応接掛主席筒井肥前守政憲は旅中、長崎奉行並の待遇をう

けている。福岡藩の大名送迎規定では長崎奉行は諸大名より上格の取扱いになっており、その休泊所は御茶屋である。⁽⁸⁾したがって筒井肥前守は田代宿においても領主茶屋すなわち上使屋に宿泊したと考えられる。

同 六日丙子 極天気也(嘉永六年十二月)

一 田代駅御泊、御着暮六ツ半時前、本陣荒木繁右衛門

一同所右ニ祇園社有、夫より右ニ御同所様御陣屋有、余キ御

普請成リ

一 御泊リへ黒田様、鍋島様、対馬守様、毛利左京亮様より御

家老其外小役来ル、御逢有之候

帰路も田代宿に泊っている。

同 廿四日己子 夜雨終日曇 (嘉永七年正月)

一 田代駅御泊、御着八ツ半時過、本陣荒木繁右衛門^{市郎次}

一夜六ツ時過、公儀御代官池田岩之丞様御出御逢有之候、但御菓子出ル

筒井肥前守が上使屋に泊つたとすると「本陣荒木繁右衛門」は本陣役つまり上使屋守が荒木繁右衛門ということになる。帰路の日記には繁右衛門の右に市郎次と小さく書き加えられている。これも荒木氏で当時はともに田代町年寄であった。繁右衛門は墓碑銘⁽⁹⁾によると代々酒造家で、後に安政四年士分格を与えられ、文久元年諸払留役假役、慶応二年五代御銃士、会計用度の職を勤め明治三年辞職している。市郎次は文久二年八月田代町別当となり明治維新に及んでいる。両人の関係は詳かでないがともかく嘉永年間、荒木氏が上使屋守を勤めていたと考えられる。

(5) 旅籠屋

延宝四年(一六七六)以後寛政三年(一七九〇)まで田代代官所の日記を抜萃した「日記抜書」の冒頭に次の記事があり、延宝四年当時田代宿の客屋(旅籠屋)は四軒に限られていたことがわかる。

一 田代町客屋四軒之外不増様申付、田代町客屋若キ下女など抱置、客ニ酒もりをさせ折々喧嘩口論等仕、殊外不行規ニ有之今迄有来候外ニ茂客屋可仕と企候者数人有之由ニ付、延宝四年六月四日、四人之客屋共召寄、向後行規宜様ニ仕候得、又客屋無之候而も往還之輩ハ何者之家ニ成共可宿候間、此四軒之外ニ客屋一軒茂増候儀令停止候と齋兵介直ニ

田代宿、西の構口址、現在の田代大官町付近

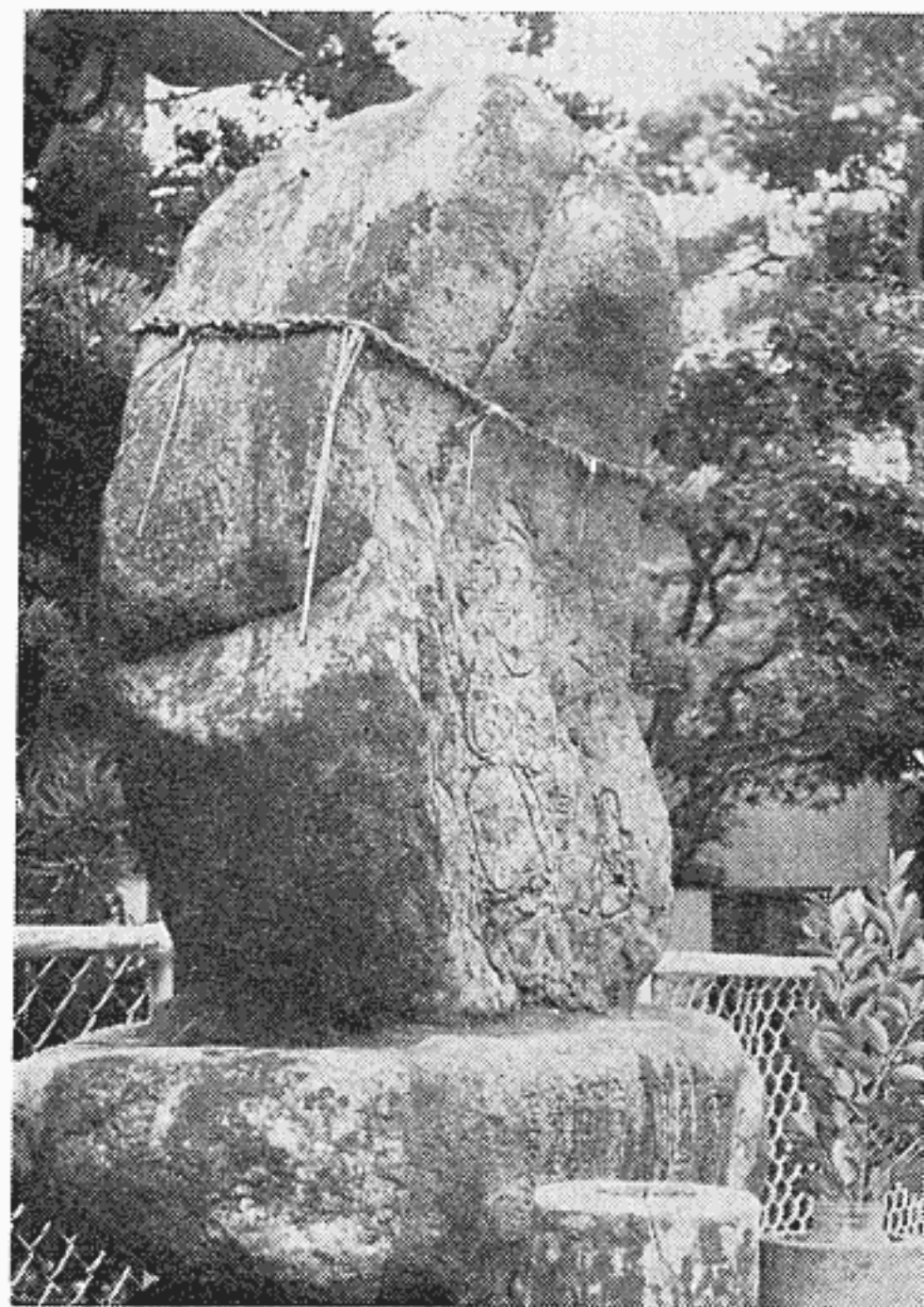


「基肄養父実記」によると四軒の客屋は次の四人であったことがわかる。

上町 惣兵衛 下町 小左衛門 横町 勘左衛門 日町 喜兵衛

同書にはこの四人のうちの喜兵衛の家に翌年十一月七日、佐賀仲町の町人山田新兵衛が泊ったことが見え、翌早朝出立して筑前に向ったが赤坂付近から引返し、田代赤坂の間で銀子を落したことを代官所に届出ている。落した銀子は田代町

田代上町にあるえびす石神、「文化十四年丁丑八月吉日」の銘がある



菓子屋吉左衛門女房が田代下町で拾って届出たため後日、山田新兵衛の手元に無事送り届けられたが、これによれば日町は外町のことであろう。

旅籠屋四軒の制限がいつ解かれたか明らかでない。またこの四軒の屋号もわからない。

「日記抜書」によると、享保十八年（一七三三）四月、享保大飢饉の最中、田代領民の救済に「竹屋」と「荒木屋」が借し出しを行っており、その十五年後の寛延元年（一七四八）には「荒木宇内、松浦屋長左衛門、竹屋次介」の三名が富札興行の元締役になっている。これらの屋号をもつ

た人々が果して旅籠屋であったかどうかかわからないが、天明六年（一七八六）四月、筑後川の水害対策について佐賀久留米田代三藩の役人の会議が田代で行なわれた時、佐賀と久留米の出張役人の宿泊所となった六軒の宿主の名は注目すべきである。

佐賀より之出役之面々記之

佐賀より出役面々

伊東全兵衛 中宿主 荒木次郎左衛門方

田代勘左衛門 中宿主 小川四兵衛方

石橋三左衛門 中宿主 荒木屋善七方

久留米より出役面々

稲次縫殿 中宿主 竹屋治右衛門方

岩本忠介 中宿主 野屋孫左衛門方

広川戸内 中宿主 京屋助右衛門方

中宿主というのは会談が御茶屋で行なわれるため、各人の控え宿の意である。六名のうち荒木屋と竹屋は前に見た。荒木屋善七の父は宇右衛門といったが、あるいは先に見た荒木宇内と同一人かもしれない。荒木次郎左衛門は墓碑銘による

と文化二年（一八〇四）七十九才で歿している。「日記拔書」に散見するところでは、宝曆八年（一七五八）町中取立役、明和元年（一七六四）田代町先別当、同七年田代町別当、安永七年（一七七八）以後姓を称し、寛政二年（一七九〇）まで水害飢饉早魃などに際し、しばしば献金献米等を行なっている。その子は次平治（文政四年七十三才歿）、次平治の子が孫次で、彼の屋敷は外町にあり、文化九年伊能忠敬の本陣となっている。父の次平治が天明元年（一七八一）八月、外町の天満宮に石鳥居を西尾、佐藤、有馬、松雪の四氏と共に寄進していることを考えると、次平治はやはり外町居住であったと思われる、したがって次平治の父次郎左衛門もやはり外町居住であったのではなからうか。

さて文化二年（一八〇五）太田南畝が長崎より帰途田代宿に泊った旅宿は「橋本次郎七」である。⁽¹²⁾ その屋号も町名もわからない。だが彼は幕府役人であるから筑前六宿では御茶屋の次の格式をもつ町茶屋（脇本陣）に泊っている。従ってこの田代の橋本次郎七も脇本陣格の旅宿であるに違いない。因みに安政二年二月当時、田代代官所の地役衆の一つである玄関番に橋本次郎左衛門、同助番に橋本雄吾なるものもいる。⁽¹³⁾

またその七年後の文化九年（一八一二）幕府の測量方伊能忠敬の一行が泊った宿は次の三軒である。⁽¹⁴⁾

本陣 外町 荒木 孫治

別宿 下町 長崎屋善九

同 同 角屋甚兵衛

荒木孫治は先に見たとおり次郎左衛門の孫である。伊能忠敬の宿も筑前六宿にあつてはすべて町茶屋（脇本陣）であるから、この荒木孫治の家が脇本陣的なものであつたことが当然考えられる。現在のところ確証はないが、外町に現住の荒

木茂夫氏の話では先祖が「町本陣」をされていたとのことである。町本陣の称は管見では長州領内宿駅の町茶屋の称である。外町の荒木氏が町本陣であつたとすれば、筑前六宿の例では町茶屋守が御茶屋守を勤めるのであるから、田代宿の御茶屋（上使屋）の上使屋守をこの町本陣の荒木氏が勤めていたことになる。幕末の嘉永六年十二月、露使応接掛筒井肥前守が田代に泊った時の本陣は荒木繁右衛門であつた。⁽¹⁵⁾ 繁右衛門は荒木屋善七の孫である。先に推察したとおり繁右衛門は当時上使屋守であつたに違はなく、従つて荒木屋も町茶屋＝町本陣であつたと考えられる。

別宿の長崎屋と角屋については詳かでないが、長崎屋は長崎街道の宿駅に必ずといってよいほど存在する旅籠屋でありしかも轟木宿の旅籠屋では長崎屋と角屋がともに光安氏の経営で町茶屋的性格をもっていた。田代の長崎屋については、安政二年（一八五五）二月、銀米御用を勤めた功により、長崎屋益助が博多屋次郎兵衛と一緒に褒美をうけている。⁽¹⁶⁾ この年、長崎屋益助は町年寄をも勤めている。⁽¹⁷⁾

嘉永四年（一八五一）正月版の浪花講定宿帳を見ると田代宿の定宿は次の者である。

肥前屋 嘉作

これが何町にあり、どれ程の旅籠であつたか詳かでない。

以上諸種の資料に散見する旅籠屋と考えられるものを列挙したが、屋号を冠するものすべて九軒、荒木屋を除いて姓氏のわかるものがない。小川四兵衛、橋本次郎七の両家もあるいは荒木屋を除く八軒の何れかに入ることかと思われる。

二 轟 木 宿

(1) 轟木宿の大観

佐賀県が長崎県に属していた明治十五年一月、長崎県令内海忠勝と主任六等属平井茂が編纂した「養父郡村誌稿本」⁽¹⁹⁾には養父郡の里程を

基肄郡田代町ヲ距ル三拾壹丁二十五間、

中原宿ヲ距ル一里二十三丁二十二間壹尺

以上本郡轟木宿ノ本標ヲ以テ度トス

と記している。そしてこの田代、轟木、中原の三宿を結ぶ道路を次のように説明する。

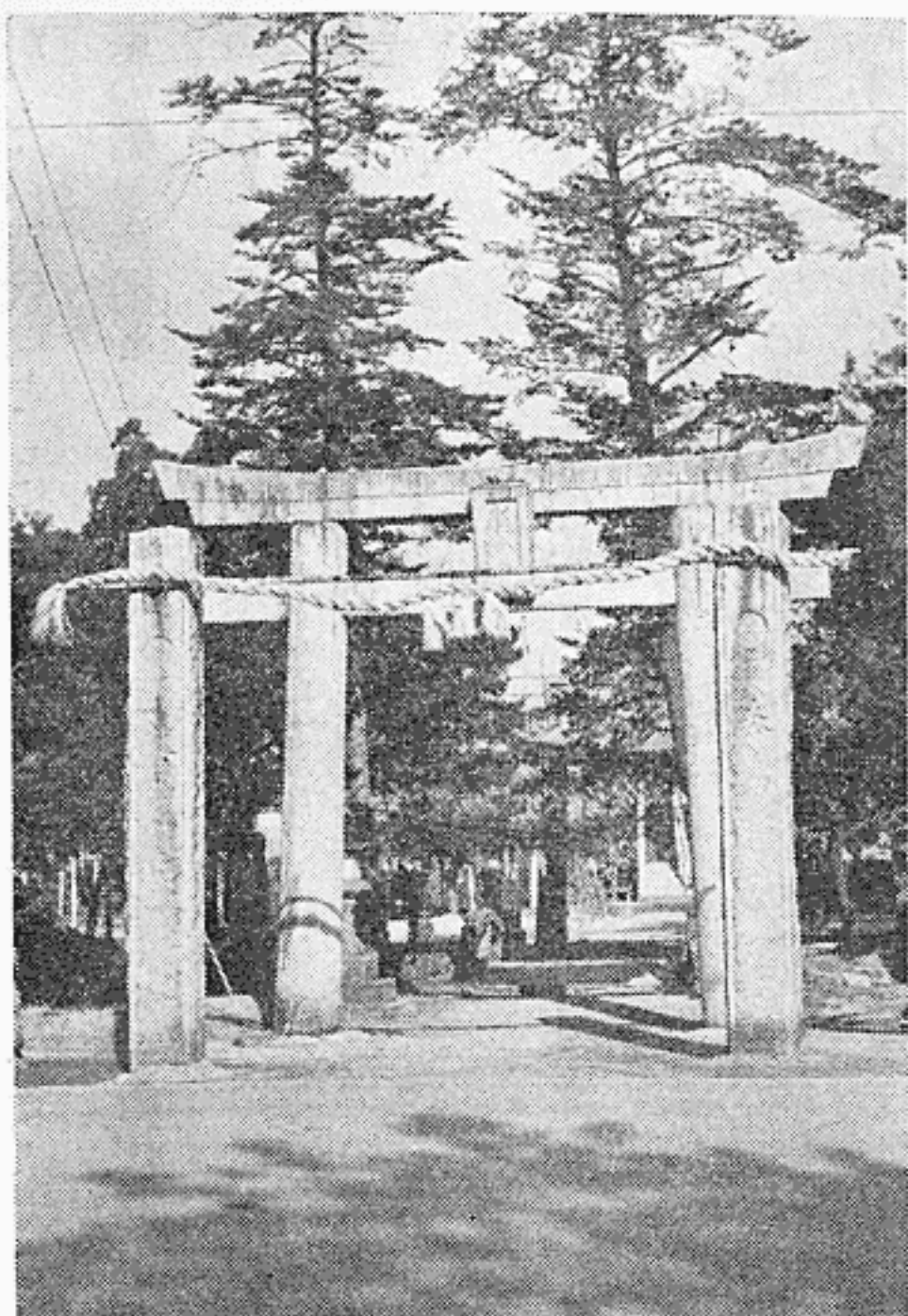
東京街道又長崎街道、福岡街道ト云、一等道路ニ属ス、基肄郡境ヨリ本郡ニ入り、本郡ノ中部ヲ貫キ、鳥栖、藤木、轟木、宿、儀徳、江島、白壁、簗原、原古賀ノ九村ヲ経テ三根郡堤村界ニ達ス、巾二間乃至四間、長二里廿六丁余

養父郡の里程の基点となった「轟木宿ノ本標」つまり道路元標の位置は江戸時代の制札場の位置であったと考えられる。伊能忠敬も文化九年の測量の際、轟木宿制札の左角を測量の基点にしている。

中原宿止宿、本陣弥助下役七左衛門、測所より轟木宿制札左角迄、一里廿二丁二十六間二尺

この制札場は寛政二年（一七九〇）の轟木村絵図⁽²⁰⁾に、上町の角、中町の北端、日子神社の鳥居左手前にはっきりと描かれている。しかもその地点は明治初年轟木村役場が設置された場所でもある。前記の「養父郡村誌稿本」には「揭示場村ノ東北轟木宿ニアリ」とあるから明治十五年当時までは江戸時代そのままの位置に揭示場があったわけである。従って轟木宿の本標はこの揭示場の位置に建てていたと考えられる。

轟木宿、日子神社



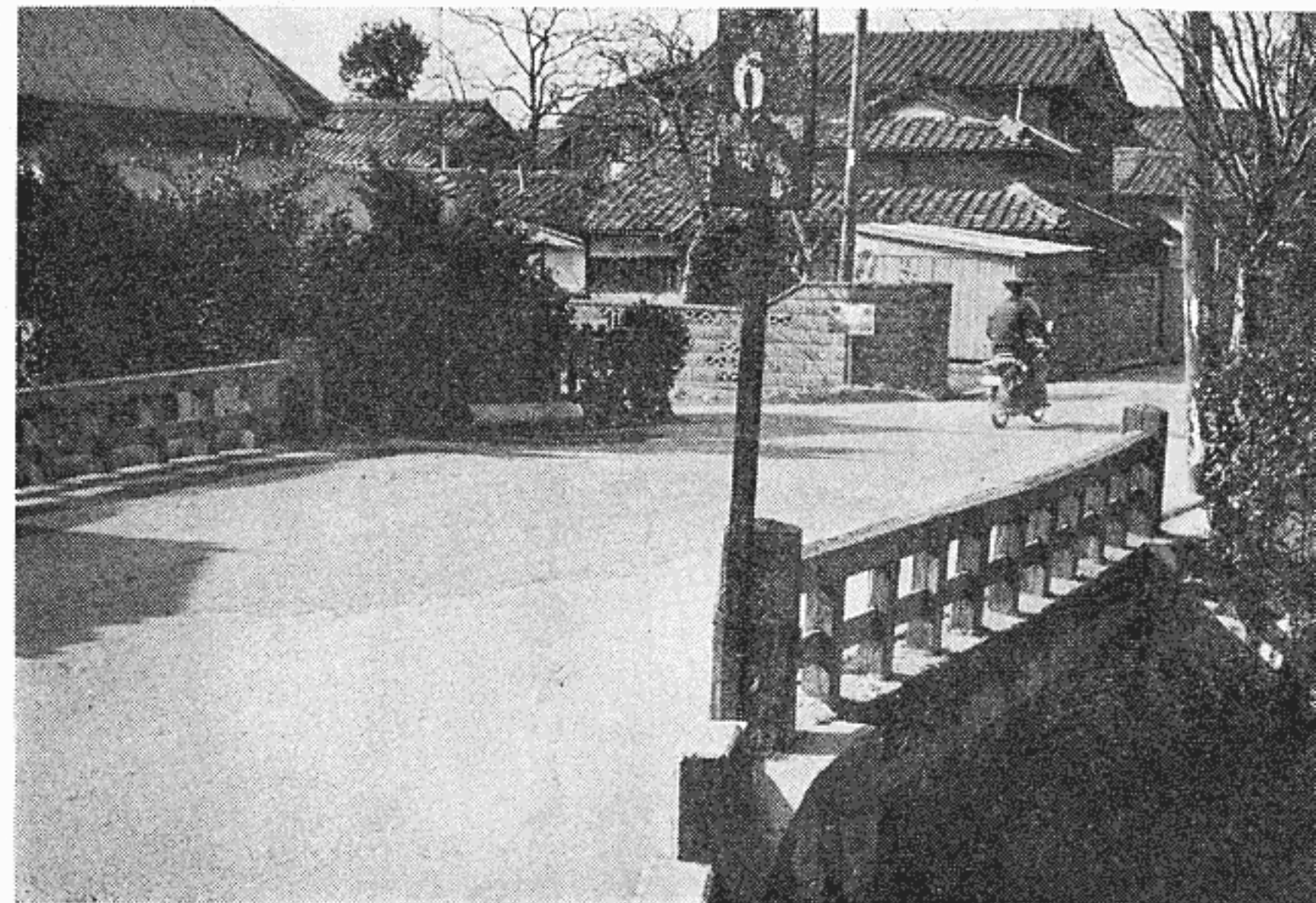
さて右のように養父郡の里程の中心となっていた轟木宿は明治廿一年の字図⁽²¹⁾では養父郡轟木村ノ内拾壹番字町、屋敷とよばれる地域である。この轟木宿を寛政二年の絵図と明治廿一年の字図によって大観してみよう。

宿はその東と西を、北より南に平行して流れる轟木川と薬師川に挟まれ、その間を長崎街道が梃形をとって屈折している。宿の東北端轟木川を渡り真西に直進する半町の街が上町、それより直角に南折する一町の街が中町と下町、更に西折して薬師川に至る一町余の街が新町である。現在は東の轟木川に境橋、西の薬師川に薬師橋がかかっている

東の橋を境橋とよぶのはこれが佐賀藩と対州藩田代領の国境であったことを示し、轟木川を別名番所川というのは、川を前にして佐賀藩が東の藩境を固める轟木番所を置いていたからである。

宿の中央通りの北端に彦山権現をまつる日子神社があり、上町と中町に北西の二辺を囲まれた地域に藩の御茶屋が建ち、その東南、国境の轟木川を背にして真宗妙覚寺の境内があり、御茶屋の南、妙覚寺の西、中町と下町界の三本の路地が合流する三角形の広場が勢屯せいだまりとなっている。長崎奉行や諸大名その他の通行荷物を輸送する人足と馬の置場は、宿の中央部、下町の北端の街道に東面して設けられている。旅籠屋もこの中町と下町に集中していたようである。新町の西端、薬師川のほとりには薬師堂が祠られている。

轟木宿東口の轟木川（番所川）にかかる境橋



(2) 佐賀藩の轟木番所

轟木は佐賀鍋島本藩の東端にある国境の宿駅である。したがって藩はここに番所を置き通行人並びに荷物の改めを行なっていた。浪花講の「諸国定宿帳」⁽²²⁾にも

御番所あり荷物改所、宿へたのむべし

とあるが、享和二年（一八〇二）五月廿二日ここを通過した尾張の商人菱屋平七の「筑紫紀行」⁽²³⁾には

宿はづれに鍋島侯よりつけおかる番所あり、往来の人の切手をあらたむ、其の下に小川のあるを歩かちより渡る、水いとふかし

と記されている。

轟木の番所は寛政二年の絵図によると宿の東端、道路の南側に北面して建てられている。明治廿一年九月の字図ではその地番は一三六九番地である。文化九年の伊能忠敬の測量日記にも田代宿に向って「右に番所」があったことを次のように明記している。

九月廿三日曇晴 千栗ちりく村出立無測一里斗行ば長崎街道村田町江出る夫より轟木町小休本陣五郎次此所江筑前原左太夫并手附須藤治内来ル養父郡佐嘉領轟木町制札ニ向左角より初長崎街道を測ル轟木町人家限右ニ番所木戸ヲ出ルト直ニ小川阿

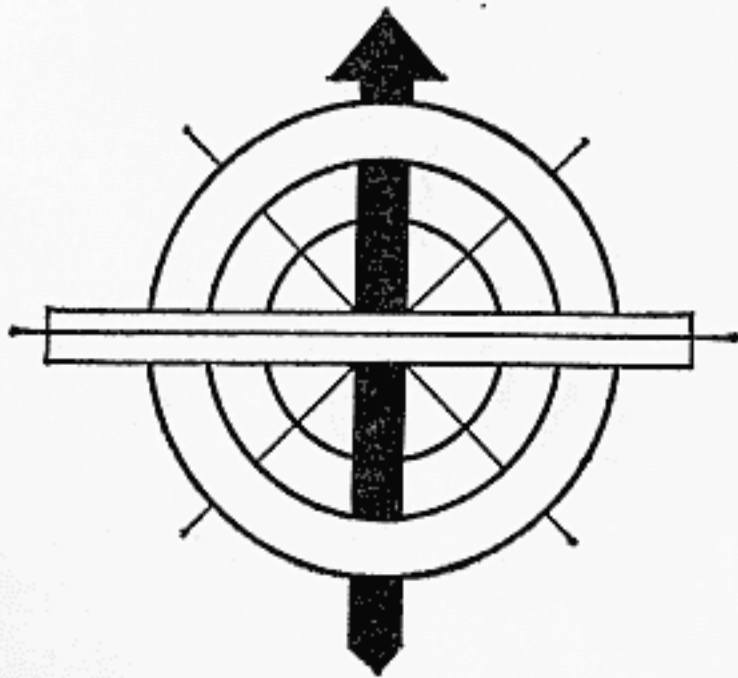
鳥栖村界

車轉木宿の図

縮尺約二千分の一



鳥栖村界



(福岡県飯塚市 山本宇兵衛氏作製)

この日記にも見えるように番所の二間東を轟木川が南流している。この川が対州領と佐賀領の領界であった。轟木川は御番所川ともいい、現在これに架る橋を境橋とよんでいるが、江戸時代は前記の菱屋平七の紀行にもあったように橋はなく徒歩^{から}渡りであった。寛政二年の絵図にも川の中に二列に並んだ飛石が見える。土地の人はこれを伝^{つた}い石とよび、その数個は現在轟木の松田氏宅の庭石になっているという。

寛政の絵図では川と番所の中間地帯は藪である。その藪を切断して狭い通路が設けられ通路の両側には矢來が組まれている。その狭い通路の西端が轟木宿東口の門（木戸）になり門を入るとすぐ左側が番所である。元禄四年（一六九一）のケンペルの江戸参府紀行⁽²⁴⁾にもこの轟木の門のことが見える。

三月廿六日金曜、吾等は早朝馬を新たにして出発し、恰かも轟の門外に横わる瓜生野の小村を過ぎ、行くこと半里にして上記の田代なる村に入れり

前記の伊能忠敬はこれを木戸と記しているが、幕末にここを通過した吉田松陰はこの門内に番人がいたことを日記⁽²⁵⁾に書き留めている。

佐嘉領ニ至レバ門アリ、門内衛卒アリ、門ヲ入レバ乃チ轟木宿也（嘉永三・九・一の条）

さてこの門内の衛卒が番所役人であるが、その身分と人数などは詳かでない。年号不明の「御領他領境在名録⁽²⁶⁾」という鍋島文書に轟木の番所について

御番所ハ町ノ東出口ニ御座候、足輕番人と記し、さらにその追記に

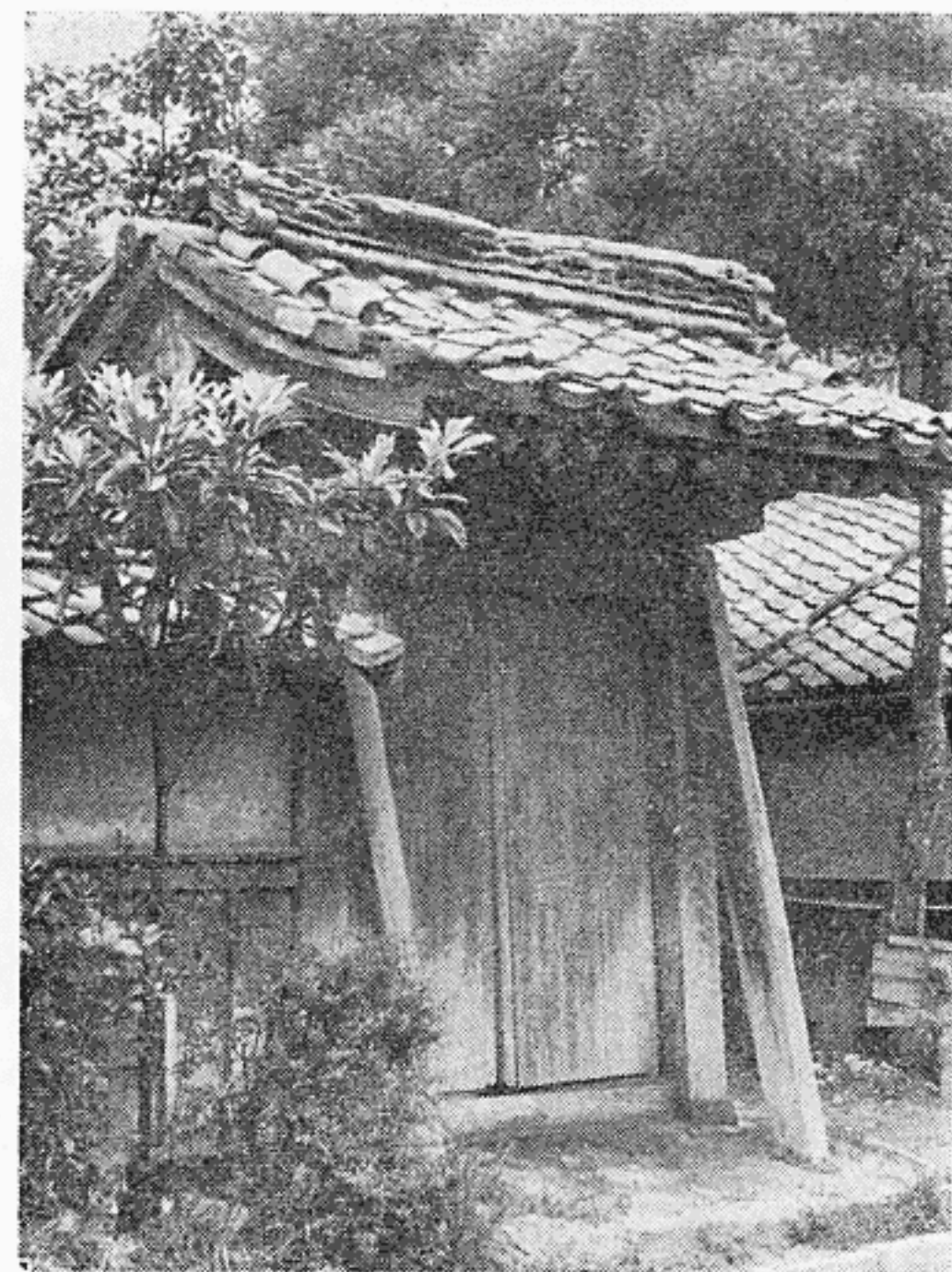
御番所東出口、川中ニ御境石有り、番人侍足輕也

と書いている。轟木の番所の役人が侍と足輕であったことはこれでわかるが、その人数はわからない。

この轟木番所が佐賀藩領の東端に置かれたのに対し、西端には大村藩領界の俵坂番所と天領長崎領界の矢上宿番所とがあった。俵坂番所址には「従是北佐嘉領」の領界石がいまに建っており、その傍に昭和三十四年建立の「俵坂関所遺跡」という記念碑がある。その碑文によると、その敷地は二百余坪あり、関



轟木宿、長崎屋（中央の家・角屋光安の分家）



長崎屋表門（最近とりこわされた）

所には平時、侍一名足輕九名が常駐し、頑丈な門扉があったという。

俵坂番所は佐賀三支藩の一つ蓮池藩領に属するものであるが、本藩支配下の轟木番所の侍と足輕の人数もこの俵坂番所のそれと大差なかったであろう。

佐賀藩主が参勤往來の途次轟木宿に休泊の際は御番所詰の侍が御番所前で藩主の御目渡しをうけることになっていた。⁽²⁷⁾

一轟木御番所前にて 御番所詰侍

但前方御茶屋番より受持ニ有之候処天保十三寅年より別段詰方被仰付之

右の但書によると天保十三年以前は番所詰の侍は轟木御茶屋番の兼任だったが、それ以後は御茶屋番とは別に侍が派遣されるようになったことがわかる。

福岡藩も藩境の宿場に関番所を設けていたが、その場所は東北端の黒崎宿、南端の原田宿、西端の前原宿であった。肥前の田代領に対する原田宿の関番所の役人は直接には関番六人と郷足輕三人の計九人であるが宿役人としてその上に代官一人と下代三人がいた。代官は百石以上の知行取りの藩士だが、下代（四石三人扶持）関番（四石二人扶持）郷足輕（給

米七俵半）はいずれも足輕級の輕輩であった。原田宿には御茶屋がなく藩營の町茶屋一軒が設けられていたが、この町茶屋と関番所の管理に当るのが原田宿代官の任務であった。⁽²⁸⁾

轟木宿の御茶屋番は侍であるが、それが天保十三年まで御番所の侍を兼任していたということは、福岡藩の場合と同様であったことを示している。ただし福岡藩も幕末の元治元年（一八六四）になると藩内五ヶ所に関番所を増設し、従来の三関番所をも含めてそれぞれ城代組の藩士一名を上番させている。⁽²⁹⁾

長崎奉行が江戸帰任の際、福岡藩は原田宿より外聞一名をこの轟木宿に派遣し、奉行の旅行日程の最新情報を聴取させることにしていた。⁽³⁰⁾

(3) 御茶屋と御茶屋番

佐賀藩が領内の宿駅に設けた御茶屋の数は宝暦十一年（一七六一）の頃は十四であり、そのなかの一つが轟木御茶屋であった。

所々茶屋存⁽³¹⁾

一轟木 神埼

郡代存

但諸色蔵入より可申付候

一願正寺、寺井

諸役存

右同

一牛津

紀伊守家来存

但諸色紀伊守より可申付候

一小田

長門存

同

一塩田、嬉野

主税家来存

同

一武雄

能登存

一浜

備前守家来存

一諫早、矢上、多良、竹崎

豊前存

右四ヶ所豊前存内矢上諫早両所間、上使其外休泊相成候節ハ一

ヶ所諸色豊前より可申付候、但矢上諫早両所共止宿ニ相成候節

ハ一ヶ所ハ豊前より諸色申付、老ヶ所ハ諸色蔵入より可申付候、

多良竹崎ハ諸色蔵入より可申付候。

宝曆十一年巳九月朔日

御諱御印

轟木宿、北村屋(北村理右衛門)
下町の角の恵比須と向い合っている

諸役家老江

さて轟木宿の御茶屋は神埼宿のそれと共に郡代存となっており、その経費は蔵入すなわち本藩の財政でまかなわれることになっていた。郡代は原則として郡ごとにおかれたが三根と養父の両郡は一人の郡代の支配下にあった。

轟木御茶屋の建物は現存しないが、その屋敷址は寛政二年の轟木村絵図により明らかである。宿の中央南北に走る道路の北半が中町、南半が下町であるが、その中町の中央東側に木戸があり、木戸を入れて東に通路を進むと中門がある。その中門内が白洲の広場になっており、その奥に御茶屋の玄関が西面している。この中門より玄関までの部分に佐賀藩主が江戸より下国の際、親類、同格、家老および轟木御茶屋番、同伴、郡方附役、代官、同助役、下郡代が居並んで出迎え、藩主の御目渡しをうけることになっていた。(次頁の絵図参照)

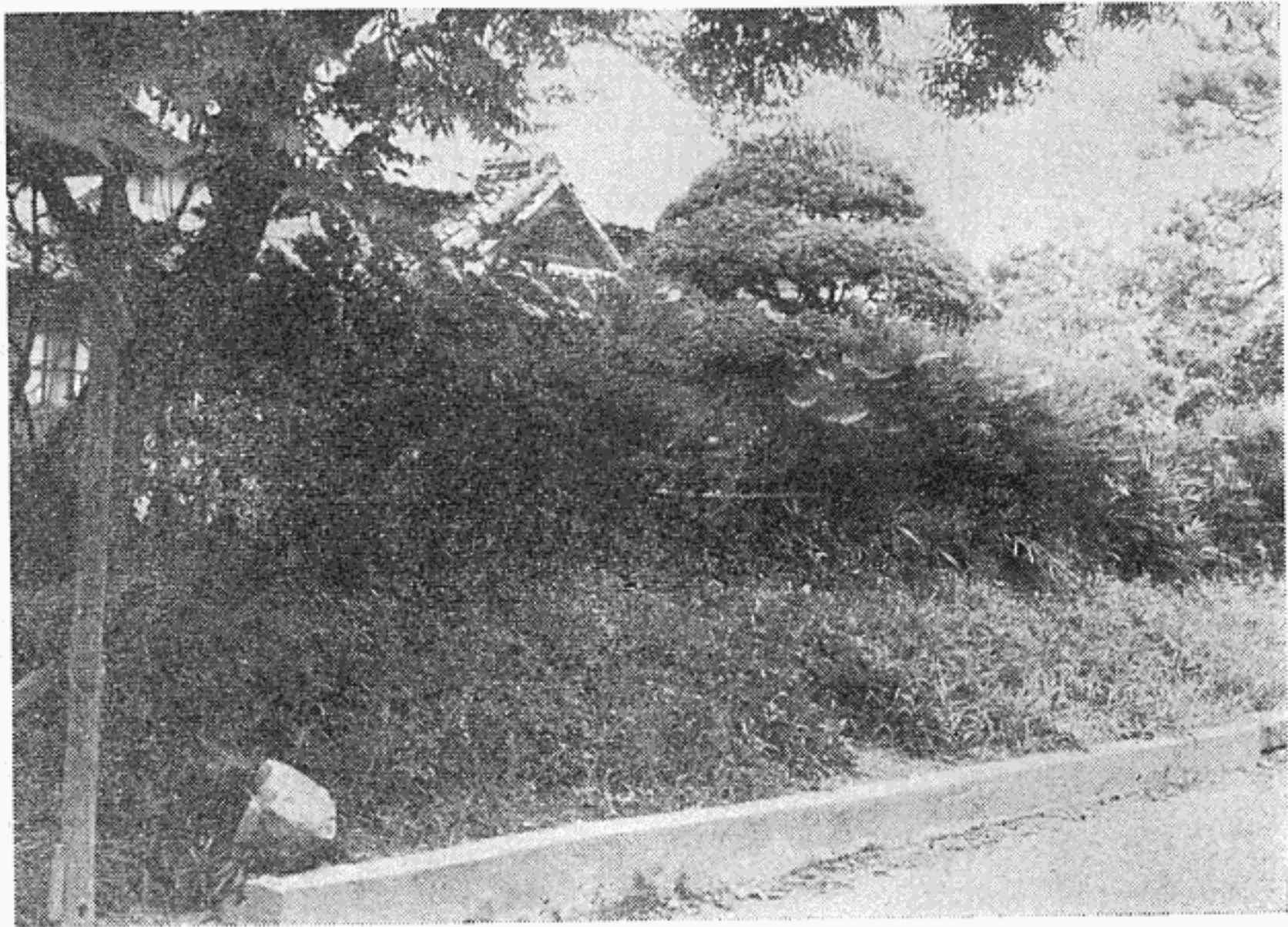
文化二年(一八〇五)以降の佐賀藩主の参勤下国道中日記の中で、諸役人が轟木宿で藩主を出迎える記事が見えるのは天保十五年(一八四四)の下国の際だけであるから、それを次に示そう。⁽³²⁾

四月十五日 小雨降 八左衛門

一今朝飯塚御発駕、山家御休ニ而七時比轟木御着被遊御止宿候事

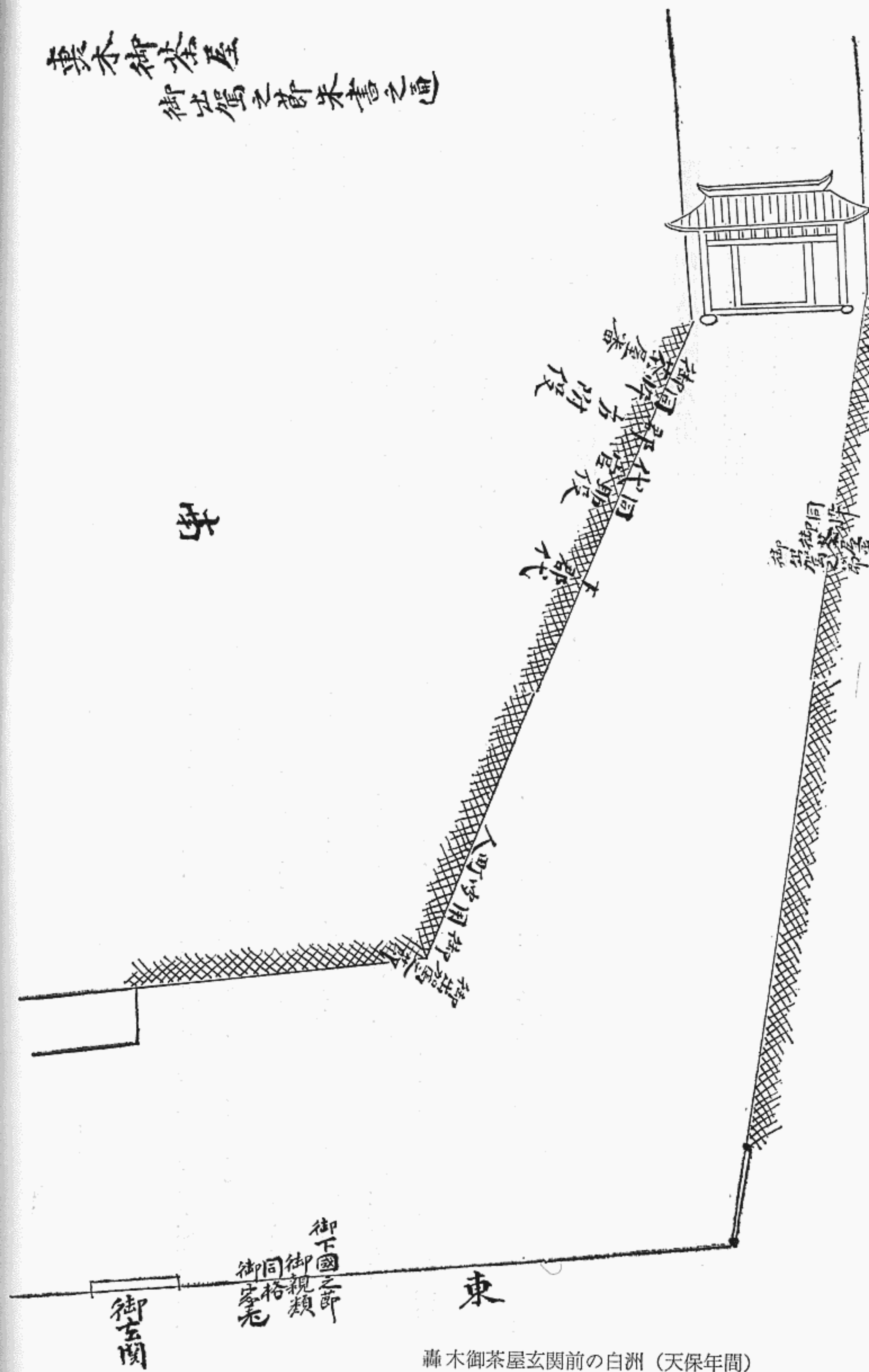
一御入掛御門内白洲ニ而左之通被渡御目候

御茶屋番



轟木宿 角屋址 (光安齡助)

轟木御茶屋
御出駕之節朱書之通



轟木御茶屋玄関前の白洲 (天保年間)

右之通御左之方ニ而被渡御目、奏者御側頭

一格より一人宛

土佐殿
元次郎
周防

右之通御右之方罷出被渡御目、奏者御駕籠心遣

郡目附
小嶋又左衛門
彈馬殿家来下郡代
杉町 官太夫

渡辺 義一郎
松浦 源太夫
朝倉 三兵衛

助役
古川 一介

代官
北嶋二右衛門

御門内白洲の右側に並ぶ役人のうち御茶屋番は御茶屋を預かる藩士である。次の代官というのは寛政十二年六月以後、佐賀領内の全蔵入地が七地区に区分され、地区毎に一名宛在住させられた農村支配の役人のことである。轟木宿を含む在住代官地区は三根養父神埼の三郡でその在住代官所は三根郡市武村にあった。幕末の市武代官所の役人構成は代官役（侍一人）助役（侍七人）手許役（手明鍵十三人内見習四人）下役（足軽十一人）となっていた。郡目附は御目附方の役人のうち手明鍵身分のもの、最後の弾馬殿家来下郡代というのは郡代の陪臣が任命される郡方役人の一つである。弾馬殿というのは親類四家うちの神代家鍋嶋弾馬のことで、当時彼が三根養父郡代であったことがわかる。⁽³³⁾

御門内の左側に並んだ三名は一格より一人宛とあるので、⁽³⁴⁾ 同格、御家老の一名宛である。

さて以上の出迎えの役人のうち純粹の轟木宿の役人は御茶屋番北嶋二右衛門だけであるが、この御茶屋番の性格を考える前に、もう一つ轟木宿御茶屋番の名前が見える文化十三年（一八一六）の御下国御道中日記⁽³⁵⁾の次の記事を紹介しよう。

四月廿七日 御先番 喜左衛門
御供 伝之允

一今朝長、府御出駕大里、御休ニ而暮時頃木屋瀬、御着被遊御止宿候事

一今晚より御国元え飛脚被指立候付左之通申越候事

一筆致啓達候

殿様益御機嫌好段々御旅行明廿八日山家、被遊御止宿同夜九半時御供揃ニ而被遊御発駕、其許御休、相成儀候条其御心得ニ而御風呂場相湧居候様御手当可被成候、此段為可申越、如

轟木宿 松屋



得ニ而御風呂場相湧居候様御手当可被成候、此段為可申越、如此御座候留

四月廿七日 兩人

轟木御茶屋番

石井伝兵衛 様

追而本文之次第ニ付下宿中其外ニも諸事其御心得を以御手当可被成候以上

筑前木屋瀬宿から飛脚に托したこの手紙によると、筑前山家宿を二十九日の午前一時に出発し轟木宿で休憩するというのであり、どうしたわけの夜行軍かわからないが、轟木宿に風呂を湧かして置くよう命じた珍らしい手紙である。この時、神埼宿御茶屋番広瀬庄九郎にも廿九日神埼止宿の旨を報らせている。

さて幕末の嘉永六年（一八五三）ロシアの使節プーチャチンが開国を求めて長崎に来航したとき、幕府は応接掛として西丸留守居筒井肥前守政憲、勘定奉行川路左衛門尉聖謨、目付荒尾土佐守成允、

儒者古賀謹一郎らを長崎に派遣したが、その筒井政憲一行の長崎旅中日記に轟木御茶屋に小休したことが見える。

同(十二月)七日^丁 朝雨振
丑 昼後曇

一 田代駅正七ツ時御出立 夫より川式ツ有 飛石ニ而六七間位

一 轟木駅対州肥前之領分境塚有

一 轟木駅御小休 御茶屋本陣北嶋勝右衛門

一 寒水御野立 八兵衛

一 神埼駅御昼 御茶屋本陣百田源兵衛

一同所江宗対馬守様御使者鮮鯛壺折酒壺桶被為進候、立花左近将監様御使者海月壺桶被為進候、鍋嶋様御使者来ル、其外式三人来り御次之間ニおいて御逢有之候

翌年一月二十四日帰路東上の際も神埼宿で昼食、轟木宿で小休止をとっている。

同廿四日^己 夜雨 終日曇
子 朝ヤム

一 佐賀駅挑灯引御出立

一 塚原御小休 酒作寺岡寛作

一 神埼御昼 本陣百田源兵衛

一 鍋嶋様御使者来ル 御品来ル

一 立花様御使者来ル 御品来ル

一 こけの御野立

一 小豆宮御野立 祇園社曾野田八蔵

一 轟木村御小休 光安孝^巳之助

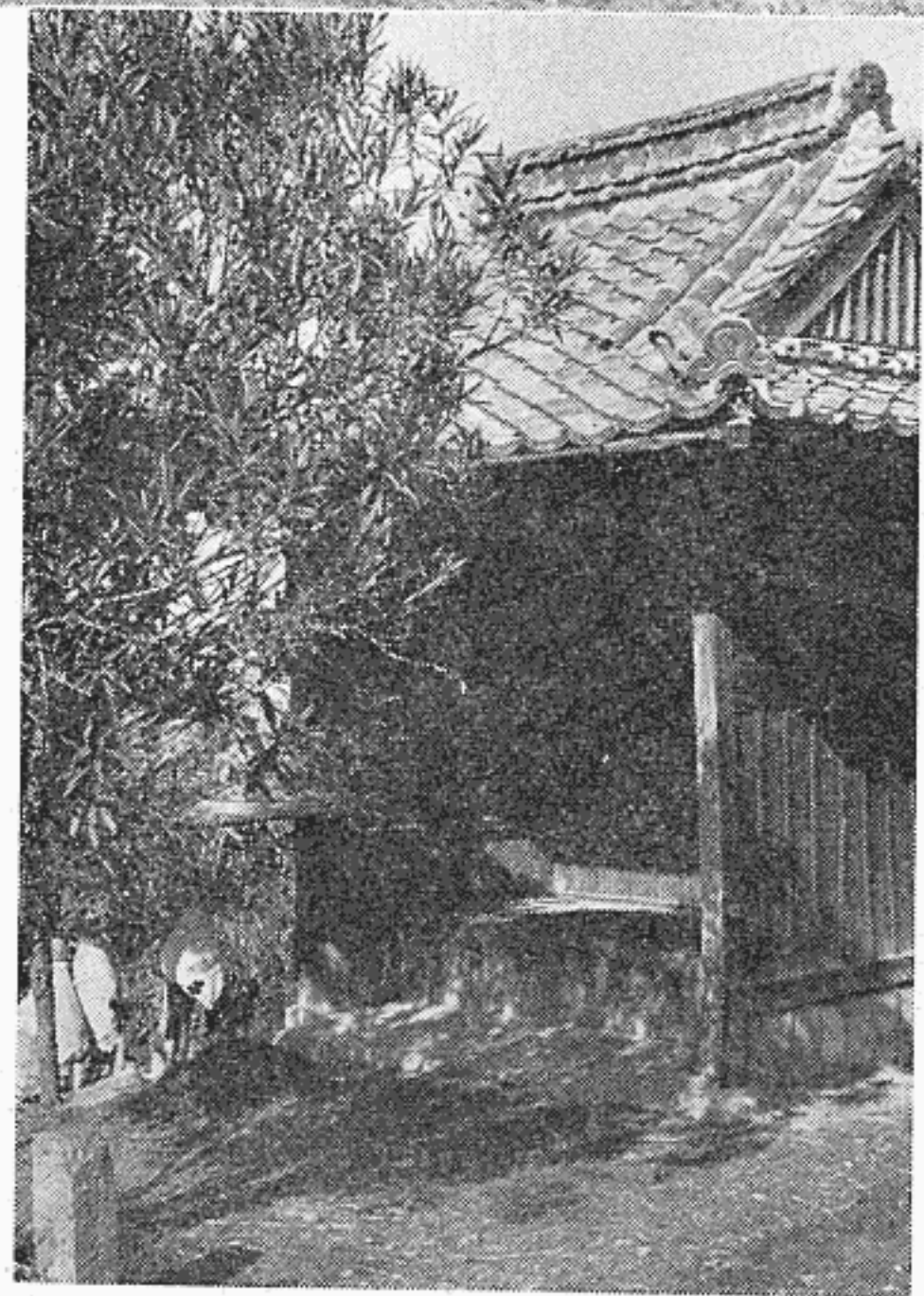
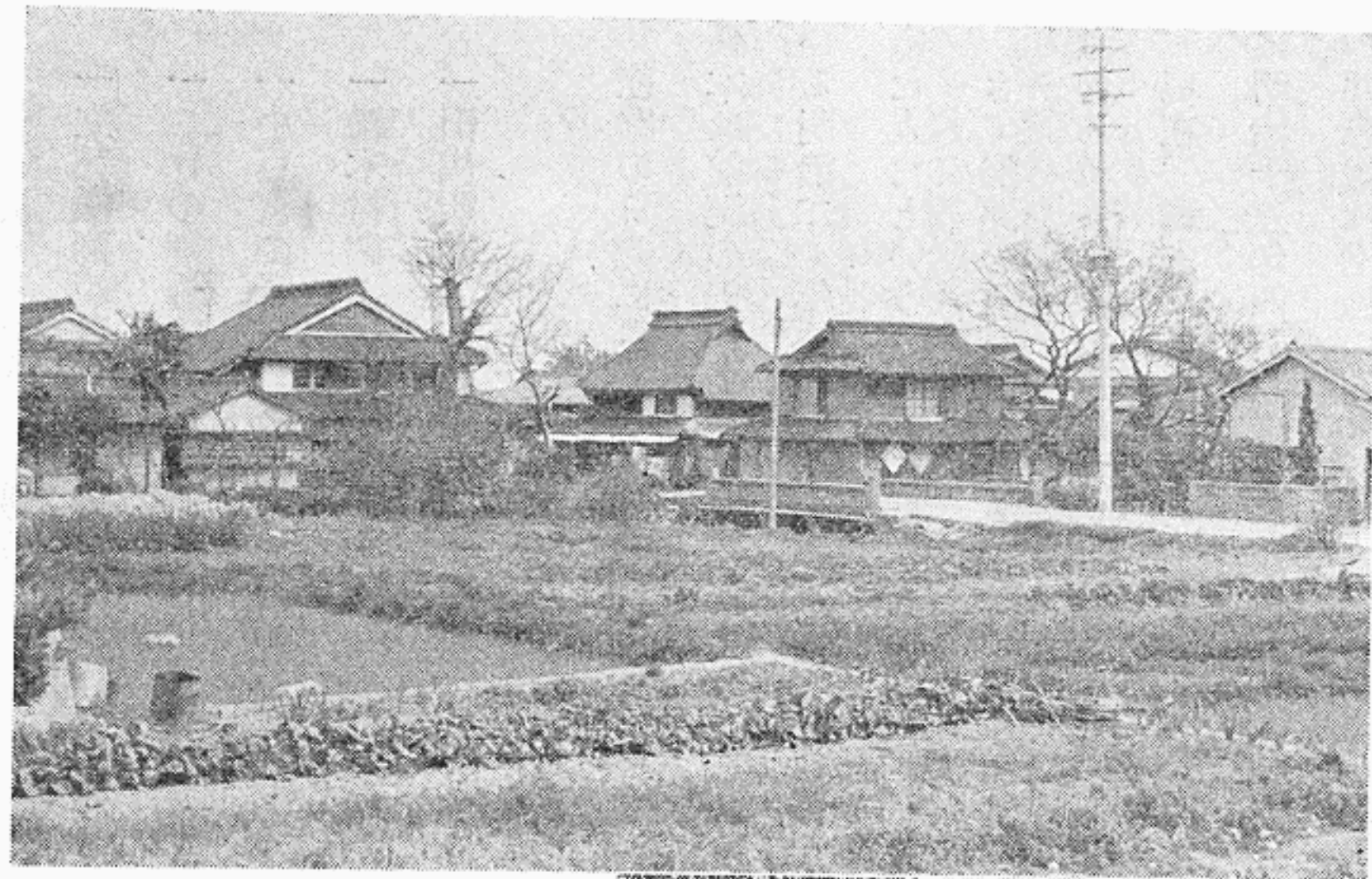
一 田代駅御泊 御着八ツ半時過 本陣荒木繁^{市郎次}右衛門

往路の日記に見える轟木の御茶屋本陣北嶋勝右衛門と神埼の御茶屋本陣百田源兵衛はともに御茶屋番であろうと思う。

轟木は前記の史料で見たように九年前の天保十五年の御茶屋番が北嶋二右衛門であった。現在、轟木の子孫神社に建つてゐる明治二十年の大鳥居の銘に氏子惣代の筆頭に北嶋仁造なる人物がいる。土地の人の話では北嶋仁造は初代の区長を勤めた人だという。二右衛門、勝右衛門、仁造の三名の北嶋氏は親子か近親者であろう。

さて帰路の日記に「轟木村御小休光安孝^巳之助」とあるのは、筒井政憲の一行が御茶屋に寄らず旅宿に小休止したのではなからうか。光安は轟木の旅籠屋で最も大きかった角屋(光安本家)と長崎屋(光安分家)の姓である。

現在、轟木には長崎屋の家が残っているがその向側の屋敷が石井という士族の家であったと伝えている。また日子神社に明治十三年四月寄進の石燈籠が一对あるがその寄進者は石井忠綿と光安兵作の兩名である。光安兵作は角屋の主人だが石井忠綿は士族の石井氏であろう。この石井氏はあるいは文化十三年の轟木御茶屋番石井伝兵衛と関係があるのではな



上段の写真 轟木宿西口と薬師橋と
薬師堂 (下)

ろうか。前記の北嶋氏の屋敷址はこの石井家の南隣りであったという。つまり文化以降、轟木御茶屋番は石井、北嶋の両氏が任せられ、その役宅が御茶屋入口の木戸の北側にあり、維新後その屋敷がそれぞれ両氏に払下げられたのであろう。

さて前記のように宝暦十一年当時、佐賀領内には十四ヶ所の御茶屋があったが、そのうち嘉永六、七年の「長崎旅中日記」に御茶屋の名が見え

るのは、轟木、神埼、牛津、矢上の四ヶ所にすぎない。ただこのうち牛津と矢上の御茶屋については注目すべき記事があり、それによって佐賀藩の御茶屋番の性格を推察することができるのでそれを次に示そう。

同十八日 癸午 極晴天

一 矢上駅御泊御着正七ツ時、左之通り御逢有之候、右宿式丁程右本陣肥州之御茶屋番人、仁野吉右衛門 木下幸右衛門

御用達 徳岡範十郎

堀 喜八郎

筆者 山本 教重

山本秀太郎

庖、 瀬川四郎八

山際教之助

右之者御逢有之候

同廿二日 丁戌 曇

一 牛津駅御昼本陣代比川徳右衛門但鍋嶋加賀守様御茶や番、御休所者ずいこふ寺

一 佐賀駅御泊御着八ツ半時過、此町壹里程、御泊所、左りかわにて昌念寺、本陣平力覚右衛門

同廿三日 戌亥 晴天

一 右同所ニ今日御逗留成、但右寺ヲ又々迄丁程先江本陣有、是江御留守中ニ御引うつり成り是江松平肥前守様御出御逢有之候、野口丈太夫

これによると筒井肥前守は矢上駅では御茶屋でない宿に泊っており、その宿から二丁程はなれた場所に本陣つまり御茶屋があったことがわかる。宿の接待役は御茶屋番人の仁野と木下の兩名が引受けている。

牛津駅での休憩所は瑞光寺で、その接待役人は小城藩主鍋嶋加賀守の御茶屋番である比川徳右衛門であった。

ついでに佐賀城下の泊所は昌念寺で本陣役人は平力覚右衛門であった。但し翌日この昌念寺より一丁ほど先の本陣に移り鍋嶋肥前守直正が面会に来た。この本陣役は野口丈太夫である。下向の際に本陣野口丈次郎とあるのと同じ人であろう。佐賀の場合を除き矢上と牛津の例から考えると、御茶屋には御茶屋番と称する役人がおり、御茶屋に休泊する場合は勿論、御茶屋以外の旅宿や寺院に休泊した場合もその接待に当たったことがわかる。

このことを福岡藩の宿駅の場合で見ると、長崎街道に属する筑前六宿には御茶屋と町茶屋の設備があり、御茶屋の管理は代官が当り、それに休泊する大名と幕吏の接待には、町茶屋の管理者である民間人の町茶屋守が当ることになっていた。前記の「長崎旅中日記」に筑前六宿のうち黒崎、木屋瀬両宿の項を拾ってみると、

同 五日 乙亥 終日晴

一 黒崎駅御小休筑州御茶や本陣兼富田孫七

一 木屋瀬駅御昼本陣石橋甚之助

一同所江松平美濃守様御鷹野ニ被為入、御茶や江御旅宿被成、此方様御出ヲ御待被成候、右ニ付此方様本陣江御着有之、御昼御飯相済直ニ御旅中御平服ニて右御茶屋へ被為入候

黒崎宿の富田孫七、木屋瀬宿の石橋甚之助はともに町茶屋守である。筒井肥前守は黒崎では御茶屋に泊り、木屋瀬では町茶屋に休んだことがわかるが、ともにその接待役は町茶屋守である。なお木屋瀬の休憩所が御茶屋でなかったのは福岡藩主が御茶屋に来て筒井の一行を待っていたからである。

さて佐賀藩の宿駅に設けられた藩営の御茶屋の御茶屋番は藩士であり、福岡藩の茶屋守と同一性格のものではない。福岡藩が宿駅に置いた御茶屋の管理者は筑前六宿の場合、代官と称し、他宿のそれを御茶屋奉行とよぶ藩士である。佐賀藩の御茶屋番は身分的には福岡藩の御茶屋奉行に相当する。ただ長崎奉行や大名が御茶屋に宿泊した際、本陣亭主として実際の接待に当るのは福岡藩では町茶屋守であったが、佐賀藩ではそれも御茶屋番の仕事であったようである。

(4) 旅籠屋

尾張の商人菱屋平七(吉田重房)の「筑紫紀行」には轟木宿の人家が百四十軒ほどあり、宿屋や茶屋も多く、その宿屋

にはおしやれ女とよぶ安女郎がかかえられていたことが見える。

○半里余ゆけば濶三四間計の川あり、是もかちより渡れば轟宿にいたる。中原宿よりこれまで一里廿二丁 人家百四十軒計、宿屋茶屋多し、宿々にお志やれ女とて賤妓を蓄置けり、
(一八〇三)
(享和二年五月廿二日)

この百四十軒の人家のうち大名宿泊の際、宿泊所として利用できる家は半数の七十軒余りにすぎなかったことが、文政十三年(一八三〇)佐賀十一代藩主鍋嶋直正の初入国の際の道中日記に見える。⁽³⁷⁾

閏三月廿四日

一轟木下宿之儀、宿村中凡家数七拾軒余有之外、無之由候、右家数二而不足等も候ハハ、安良、村田、両宿ニ手当相成外、有之間敷旨其筋より相達候段御国許より申来候条、自然相整兼候ハハ御側勤外之下、宿勘弁を以、割付可有之候、尤郡方役、之者出張致居可申候条、猶相談不差支様御取斗可有之候留

小山大次郎様

土山源之助様

現在、轟木宿の旅籠屋としてその名が判っているのは次の通りである。⁽³⁸⁾

角屋(光安氏)

橘屋

長崎屋(光安氏)

泉屋

松屋(伊東氏)

福井屋

榊屋(松永氏)

湊屋

北村屋(北村氏)

柳屋

岡崎屋(陣内氏)

墨屋

戎屋(香月氏)

このうち角屋と長崎屋は光安氏の本家と分家の関係にあり轟木では最も大きい宿屋であったという。角屋は宿のほぼ中央にあってその南側を東に小路が通っていた。つまり宿の中央通りと小路とに西南を囲まれた場所である。長崎屋は中央通りの北端に東面しており、いまなおその草葺二階の建物が遺っている。嘉永七年正月二十四日、露使応接掛井肥前守が帰路小休止した「光安孝之助」というのはこの角屋か長崎屋の主人である。孝の字の右に小さく「巳」と書き加えられているのは、田代宿の本陣荒木繁右衛門の右に小さく市郎次と書かれているのと同じ書き方であるから、光安巳之助という人物も出ていたことになる。荒木の場合は繁右衛門と市郎次は同族で繁右衛門は酒造家、市郎次は町別当であった。光安の場合あるいは孝之助と巳之助は本家角屋と分家長崎屋の当主なのではないだろうか。

明治十三年四月、日子神社の石燈籠の寄進者に光安兵作(角屋)の名が、明治二十年六月、石鳥居の寄進者の中に光安齡助(長崎屋)の名が見える。明治の兵作と齡助は三十年前の孝之助、巳之助と密接な関係があるに違いない。

この角屋と長崎屋は田代宿にもある。しかも文化九年、伊能忠敬一行が泊った宿屋三軒のうちの二軒が角屋と長崎屋で

あった。長崎屋は長崎街道の各宿に必ずといっていい程存在する旅籠屋であるが、角屋は田代、轟木の両宿以外には聞かない。あるいはともに光安氏の経営かもしれない。轟木宿での伊能忠敬一行の本陣は「五郎次」とあるだけでその姓も屋号も欠くが、長崎屋か角屋かのいずれかではなからうか。

ちなみに神埼宿に止宿したときの本陣と別宿は次の通りである。

九月廿一日 長崎屋 武兵衛

別手

宿屋 善右衛門

九月廿二日 本陣 武右衛門

伊能忠敬

別宿 善右衛門

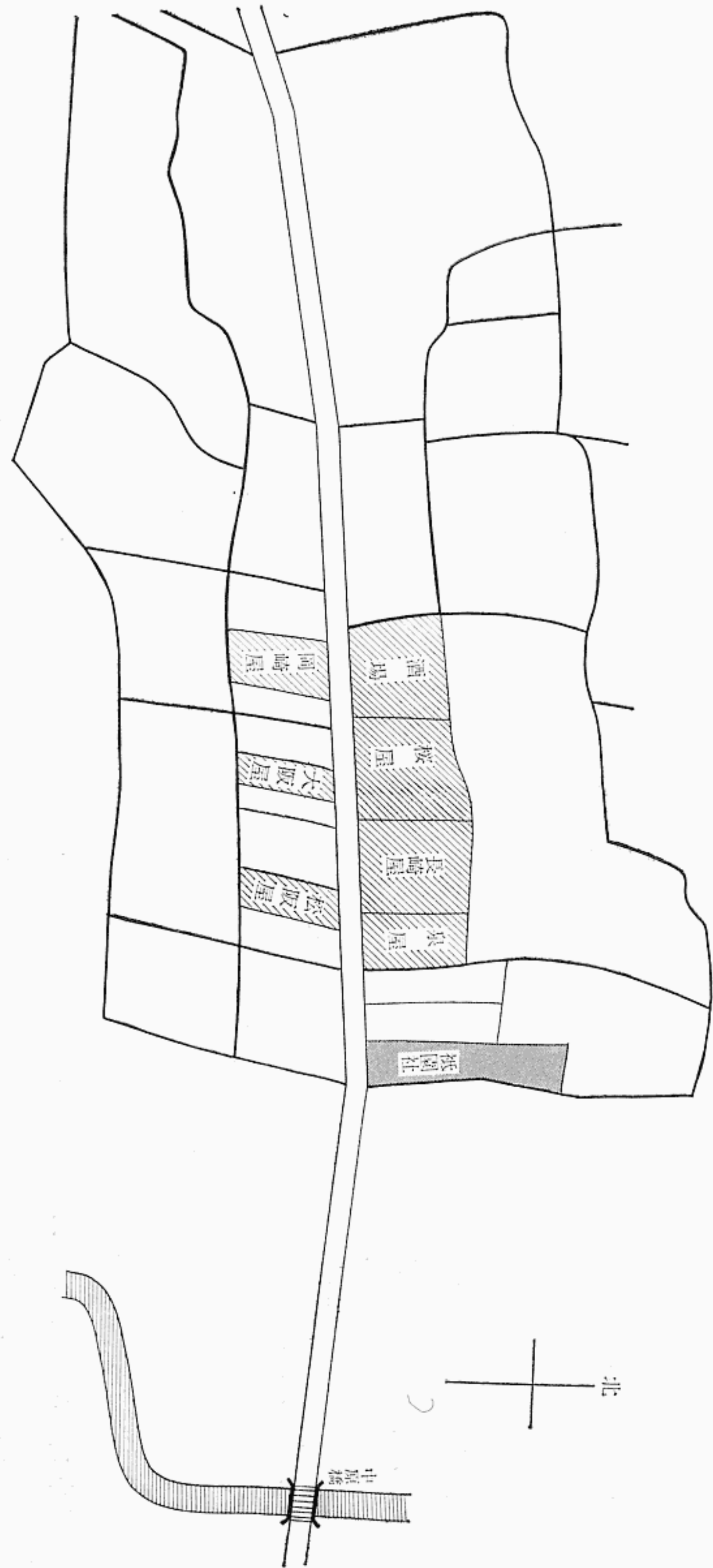
この武兵衛と武右衛門が同一人物であることは、文化二年つまり七年前に太田南畝が昼食をとった宿屋が「羽根武右衛門」であり、さらにその三年前の享和二年に菱屋平七が泊った宿屋が「長崎屋武右衛門」であることからわかる。つまり神埼宿の長崎屋は羽根武右衛門といい、幕吏の休泊に最も多く利用されていた旅籠屋であった。

つぎに浪花講の定宿であったものに戎屋えびすがある。嘉永四年正月版の浪花講定宿帳には「戎や文兵衛」、文久改板のものにも同一人が見える。轟木の郷土史家馬渡正人氏の調査によると、戎屋は角屋の北隣りにあり姓は香月氏、明治三年に歿した香月文兵衛は相当に村のために尽した人であったという。

北村屋は小路をはさんで角屋の南隣りにあり、いまなお旧態をとどめている。明治十三年五月、日子神社の反橋と明治二十年六月、石鳥居の寄進者銘のなかに北村理右衛門とあるのがその当主で、飛脚問屋をつとめ、明治の初め郵便取扱所とな

ったらしい。轟木郵便取扱所の開設は明治四年十二月のことであるが、いま当時の郵便取扱人の名を詳かにしない。後に郵便局長は中町の富岡氏に移ったという。寛政二年の轟木村絵図に北村屋の筋向いに大きな建物が描かれ、その裏の空地に人馬置床ひとま置きどと書かれている。したがってその建物が人馬役所すなわち問屋場であることがわかるが、この問屋場と北村屋が直ちに結びつくかどうか後考にまきたい。





公図番号第7号 地名 大字養父中原 縮尺1/900 複製年月 昭和36年3月

三 中原宿

(1) 中原宿の位置

明治九年八月二十一日、三瀨県の廃止により基肆養父三根の三郡は長崎県に併合され、七年後の明治十六年五月九日、佐賀県が長崎県より分置されたとき、今度は佐賀県の治下に入ることになった。⁽³⁹⁾ この長崎県治下の時代に編纂された「養父郡村誌稿本」⁽⁴⁰⁾によって明治初年の中原の状態をうかがうことにしよう。

宿 肥前国養父郡中原宿 本郡養父村ニ跨ル東西八丁余南北三丁余東

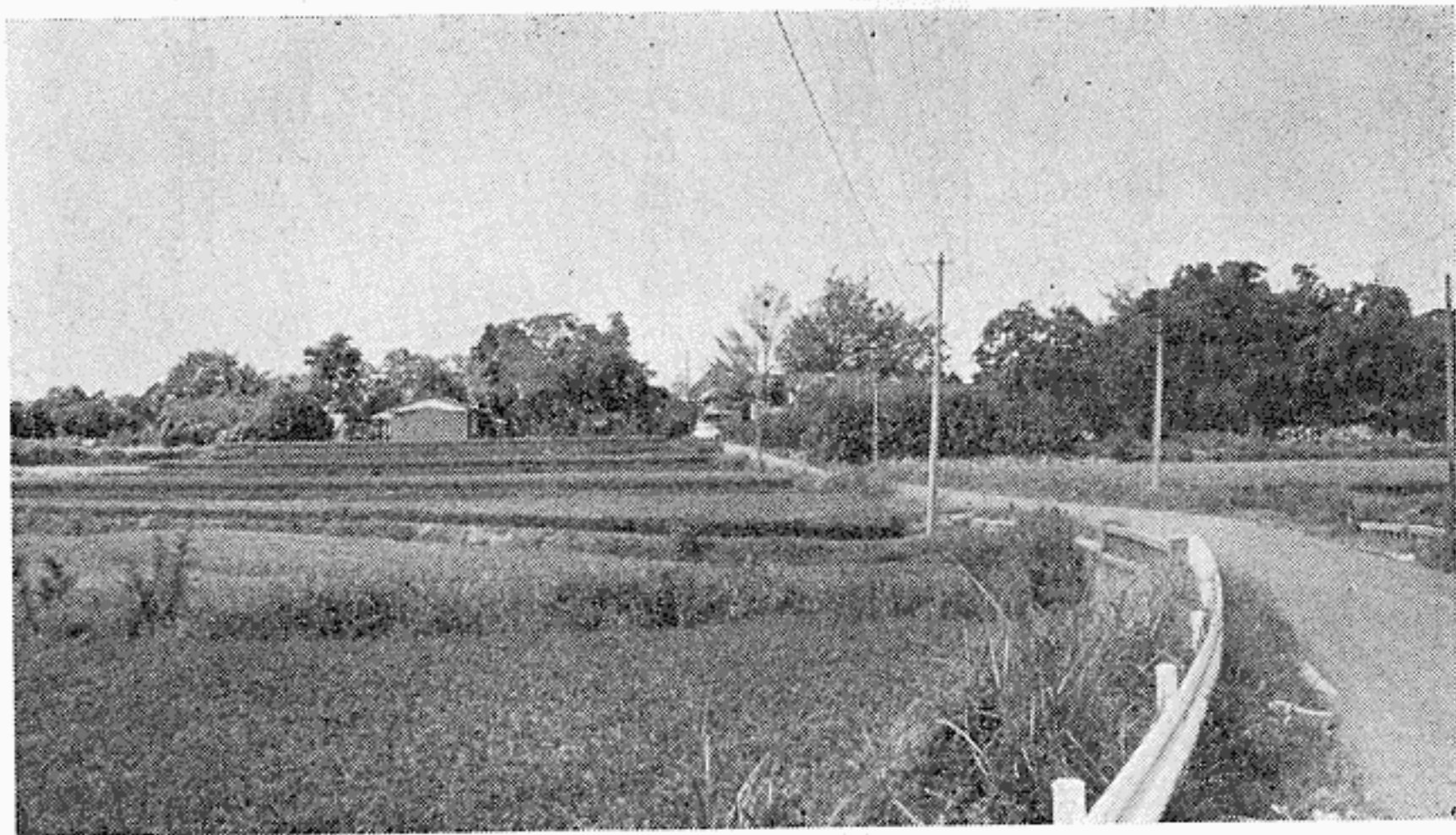
京街道 又福岡街道
長崎街道ト云 二係ル道幅二間四尺

戸数 本籍八十六戸 士族十三戸
平民七十三戸

人数 男百七拾九口 士族三十二口
平民百四十七口 女 士族三十一口
平民百四十七口

79 総計三百五拾八口

中原橋より中原宿をのぞむ



馬 牡馬二拾五頭

車 人力車拾七輛乗 荷車一輛小総計拾八輛

道路 東京街道又福岡街道、長崎街道ト云、宿ノ東口ヨリ西口ニ至ル長凡八丁幅二間四尺

区務所 宿ノ中部南側ニ在リ本郡ノ内六ヶ村、三根郡ノ内二ヶ村含テ八ヶ村ヲ所轄ス、之ヲ第四十二大区二小区ト称ス

○区務所ノ内ニ区长定勤所ヲ設ケテ第四十二大区本郡及基肆・三根ノ三郡ヲ惣轄ス

電線 線路一等道路ニ沿ツテ之ヲ架ス 宿ノ東口ヨリ西口ニ達ス 長七丁余

民業 商十分ノ二ニ居ル 余ハ農ヲ業トス

中原宿は右のように東西八丁余の直線道路に沿った街村である。前項の轟木宿でみた通り轟木宿より一里二十三丁二二間五尺の地点にある長崎街道の宿駅であった。

いまこの宿址はすこぶる荒廃しており僅かに明治年間の修理の際、旧屋号を二階欄干の透し彫り文字「中原駅岡崎屋御定宿」に残した、草葺二階家の岡崎屋に旧態を偲ぶばかりであるが、現在の中原町役場に存する字図によってこれを見ると、大字簗原字中原の図のうち六四二番地の祇園宮と六四八番地の宅地を東口とし、七〇七番地と七〇八番地の宅地を西口とする東西八丁の街村が中原宿であったことが明瞭である。土地の人は西口附近を馬場とよんでいる。

(2) 江戸時代の紀行に見える中原宿

十九世紀の初頭、はからずも非常に詳しい記録となった紀行が三点ある。享和二年（一八〇二）の吉田重房の「筑紫紀

行」、文化二年（一八〇五）の太田南畝の「小春紀行」、文化九年

（一八一二）の伊能忠敬の「測量日記」がそれである。いまこれを順次紹介して往時の中原宿を考えてみよう。

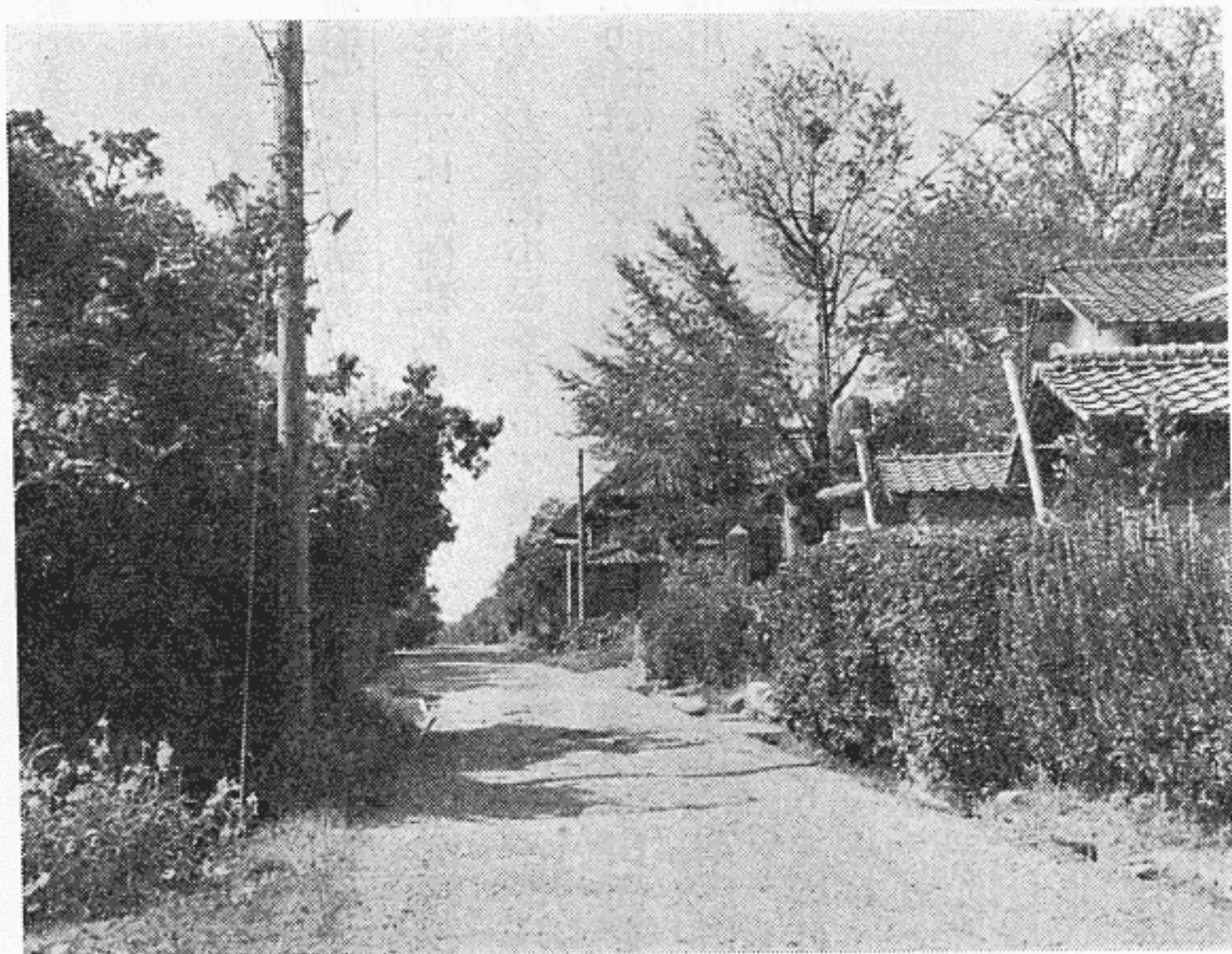
○吉田重房の筑紫紀行

（五月廿二日）二丁ばかりゆけば中原宿神崎より是まで二里九丁 人家五六十

軒、茶屋なし、宿屋はあれど端宿故にきたなげにて事たらず、出口に小川ありかちよりわたる。少し坂を登りて四五丁行バ東ハ養父郡西ハ三根郡といふ境のしるしあり、此あたり小松原中の山道なり。

吉田重房（菱屋平七のこと）は前夜神崎宿の長崎屋武右衛門方に泊りこの日、中原、轟木、田代の三宿を通過して筑前原田宿の京荷屋善右衛門方に泊っている。この間の里程約七里である。彼の眼に映じた中原宿は道中の宿駅のなかでも最も人家少なく貧寒とした駅であった。端宿はじゆくといっているのは轟木―神崎間が三里廿九町しかなかく、その中間の問宿あいのしゆくに過ぎないことを指している。一見不必要にも

中原宿東口（木戸址）



見えるこの中原宿は佐賀藩親類四家の筆頭、白石鍋島家の私領二万石のなかにあり、⁽⁴⁾同家が佐賀藩内の諸家との連絡をはじめ諸藩並びに幕府の情報を入手するために置いたとも考えられる宿駅である。

○太田南畝の小春紀行

(文化二年十月) 十三日夜明てたつ天気よし(牛津宿)：此宿(神埼宿)にて昼餉す、主を羽根武右衛門といふ：人家あり昔野の宿といふ、茶店多し^{行囊抄に}松の並木の大路を行て右に曲れば左に祇園社あり、人家をすぎて左右に松林あり、此所に盛砂をして石表をたて、自是東三根郡、自是西神埼郡とあり、左右に小松多くして住吉の霰松原のことし、又右に杉のむら立ありて人家わずかにあり、砂川をわたるに水あせたり^{飛石}人家あり、田間を行て砂川をわたり田間をゆきて人家をすぐ、莊津町といふ、左に祇園の社あり、莊津川(寒水川)をわたるに小流にして水あせたり^{飛石}茶店四五戸あり、小川をわたりて^{飛石}木戸に入れば人家あり中番町といふ、左に祇園の社あり、木戸を出て砂川をわたりて松林をゆく、左に石表ありて自是東養父郡自是西三根郡と志るせり。

太田南畝は前年長崎奉行下役として奉行とともに長崎に下り、この年三月レザノフの退去後、十月十日長崎を出立して江戸に帰っている。その帰路の紀行が小春紀行である。彼はこの日牛津宿を出立、神埼で昼食、田代に泊っている。中原宿を通過したのはその日の午後である。

この紀行で注目したいのは中原宿の両端に木戸があったことである。宿駅の木戸を記している箇所をこの紀行から拾っ

てみると、

(1) 田原坂に木戸あり番所あり

(2) 木戸あり人家數十軒高橋といふ所也

(3) 神埼の宿にいる：此宿の出入の門のさまこと所にたがひて古風なるものなり。門の柱より木をたててあじろめく扉を半藪の如くにつきあけたり^{長崎兩番所の}坂の門のことし

(4) 石橋二ツ渡りて人家あり黒崎といふ、さし入に土塀あり

(5) 木戸をいれば小倉の侍やしきなり

(1)の田原坂は俵坂のことで佐嘉と大村の藩境、佐賀藩の番所があった。(2)の高橋は長崎街道中、柄崎通りの宿駅である。(3)の神埼宿の出入口の門の説明は重要である。ここでは他宿と違って門に網代風の扉がつきこれが半藪のように上方に突上げられその下をくぐるようになっている。この神埼宿の門は古風で他宿と違うといっているから佐賀領内の宿駅には一般に簡単な木戸が宿の出入口に設けられていたと考えてよい。

嘉永三年の吉田松陰の「西遊日記」にはこの駅の両端の施設について簡にして要をえた説明がある。九月朔日筑前内野宿を発し山家、原田、田代、轟木を経て中原宿に泊ったその日の条に「道中ノ諸駅ヲ歴観スルニ駅ノ前後ニ於テ左右袖ノ如ク石垣ヲ築キ女牆ヲ附ル者多シ、亦事アルノ時里門ヲ作ルカ為ニ便スルカ」とあるのがそれである。つまり中原宿の入口にあった木戸も筑前六宿のそれと同じく門扉を持たない石垣の上に土塀瓦葺で道路の左右から袖のように短かく道路につき出した所謂構口の施設であったことがわかる。(4)の黒崎宿の「さし入に土塀あり」というのはこの構口のことである。

つぎに郡界の石表の記事に注目すると中原宿の東方に養父三根両郡境、西方に三根神崎両郡境があることがわかる。現在東のそれは中原町、北茂安町、鳥栖市の境界点であり、西のそれは上峰、三田川両村の境界である。これによってわかるように中原宿は三根郡に属したが明治に入って養父郡に編入されている。

○伊能忠敬の測量日記

(文化九年九月)廿三日朝曇時午後より六ツ後神崎郡神崎町出立同所櫛田宮華表前より初水馬場川土橋 三本松川 六間 土橋中六間 大依村
字地イシナベ土橋 蔵町石動川一十五間 田手村田手町左ニ大 神宮社 背振山追分 此所より 三〇丁ト云 村役人云背振弁才天ハ日本弁才天ノ一也ト所謂六弁才天者相州江
吉田村 筑後街道 追分 九月廿二日 印ニ繫三十三町一十ノタベル 目達原村社 祇園 肥前国三根郡ニなる堤村寒水村字中嶋 姫方村 内中原町
九月廿四日朝より晴天朝六ツ後姫方村ノ内中原出立同所止宿測所より初回国養父郡村田村枝五反三步 村田川 幸津村 入込
蔵上村 佐嘉領 轟木町 中六間 九月廿三日先手残杭制札左角ニ繫一里廿二町 九ツ頃ニ对州領田代町 江着

この日記でも中原宿は三根郡であり姫方村のうちの中原町である。この中原宿に伊能忠敬は泊っている。測量日記で本陣とあるのは伊能忠敬自身の宿をさす。その宿主が弥助で忠敬の下役達の宿主が七左衛門ということだが残念ながらその屋号も姓も分らない。



中原宿祇園宮

ただこれより二十四年前、司馬江漢がこの中原宿に泊り宿屋の様子を詳しくその日記に書きとめているのでそれを紹介しよう。

○江漢西遊日記

天明八年(一七八八)十月六日……原田より中原、蛭子の像を石に刻み辻々に立つる、原田より田代の間筑後の高麗山見える、中原より彦山へ行く路あり十六里ある由、また久留米の城見ゆ、此間より兎角寒く此の旅舎悪しく風邪なり、此の中原に泊る、七時過ぎなり、埒もなき家なれど畳も綺麗なり、飯を出だす、菜は平皿に十筋程昆布を入れ蒟蒻一切塩魚切身一切、真に奇妙なる料理なり、穢き田婦の小児を抱きて給仕する。

司馬江漢はこの年四月、江戸芝新銭座の家を出立して長崎に画修行の気儘な旅を続けているが、九州に入ってからの旅宿が東海道筋とくらべて粗末で穢ないことをしばしば記している。

- 三日 黒崎 好き家に泊る、此節旅客なし
 四日 飯塚 穢き家に泊る
 五日 宰府 鳥居の前なる大野屋と云ふ家に泊る、此所は外より至て寒し
 六日 中原(前掲)
 七日 小田 此辺は東海道筋の様なる泊家は無し、皆百姓にして恒の家なり
 八日 彼杵 此辺人を泊める事を商売にする家無し、皆草履やら草鞋やら売る至って穢き家のみ、夫れ故に座敷と云ふは無し、家内の者の寝伏しする処に此方も一所に寝る事なり
 九日 時津 此処埒も無き所に宿を取る
 十日 長崎 旅館はなし、旅人滞留を禁ず樺島町稲部松十郎へ行く、此者は和蘭陀部屋附添の者なり、先づ是へ暫く滞留す

(3) 旅籠屋

現在の中原在住の藤井太郎氏、宮原一郎氏、檜崎商店主夫妻の談話によると中原宿の旅籠屋には、東口の祇園社の西に
 泉屋(山崎氏)
 長崎屋(原田氏)
 桜屋(田尻氏)

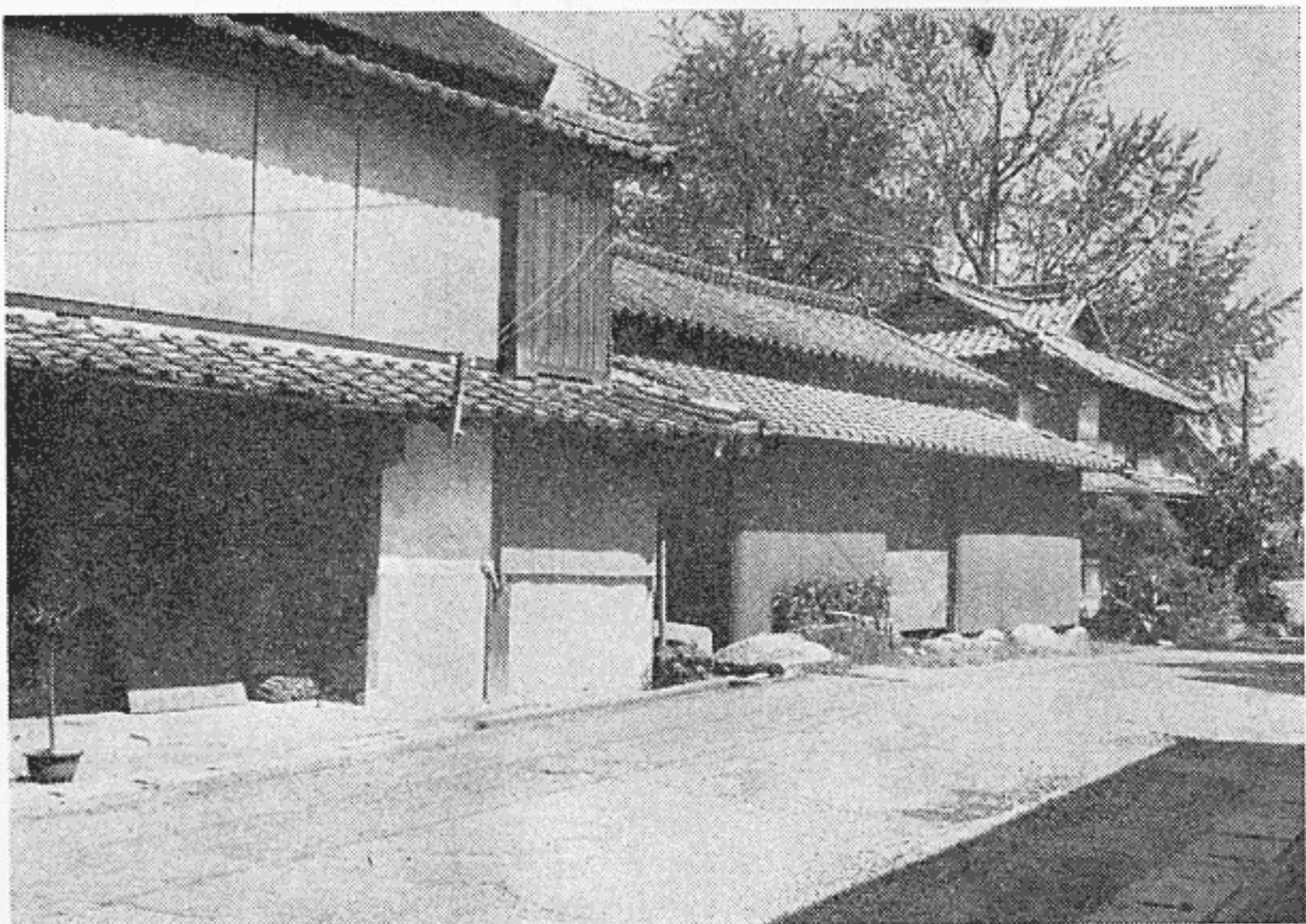
の三軒が並び、その向い側に東より

松阪屋(松尾屋)
 大坂屋(松尾氏)
 岡崎屋(宮原氏)

の三軒が一軒間隔に並んでいた。そして泉屋の向い、松阪屋の東隣が荷駄馬寄合場所になっており、松阪屋と大坂屋の間に醬油屋(醸造)、桜屋の西隣に酒場(醸造)があったという。この酒場は佐久間氏で白石鍋島家の士族ということであり、明治七年の佐賀の乱ではこの佐久間家に反乱軍の本陣が置かれたという。

その明治七年十二月十六日、泉屋に中原郵便所(四等)が開設され、翌八年一月、中原郵便局と改称された。初代局長は泉屋の山崎康治が任命され、ついで二代局長はその子山崎秀吉になった。

明治九年七月の「養父郡箕原村之内山田井樋分水約定書」⁽⁴²⁾の奥書に中原村総代山崎文七の名が見えるが、文七は初代局長山崎康治の父親である。



中原宿泉屋址

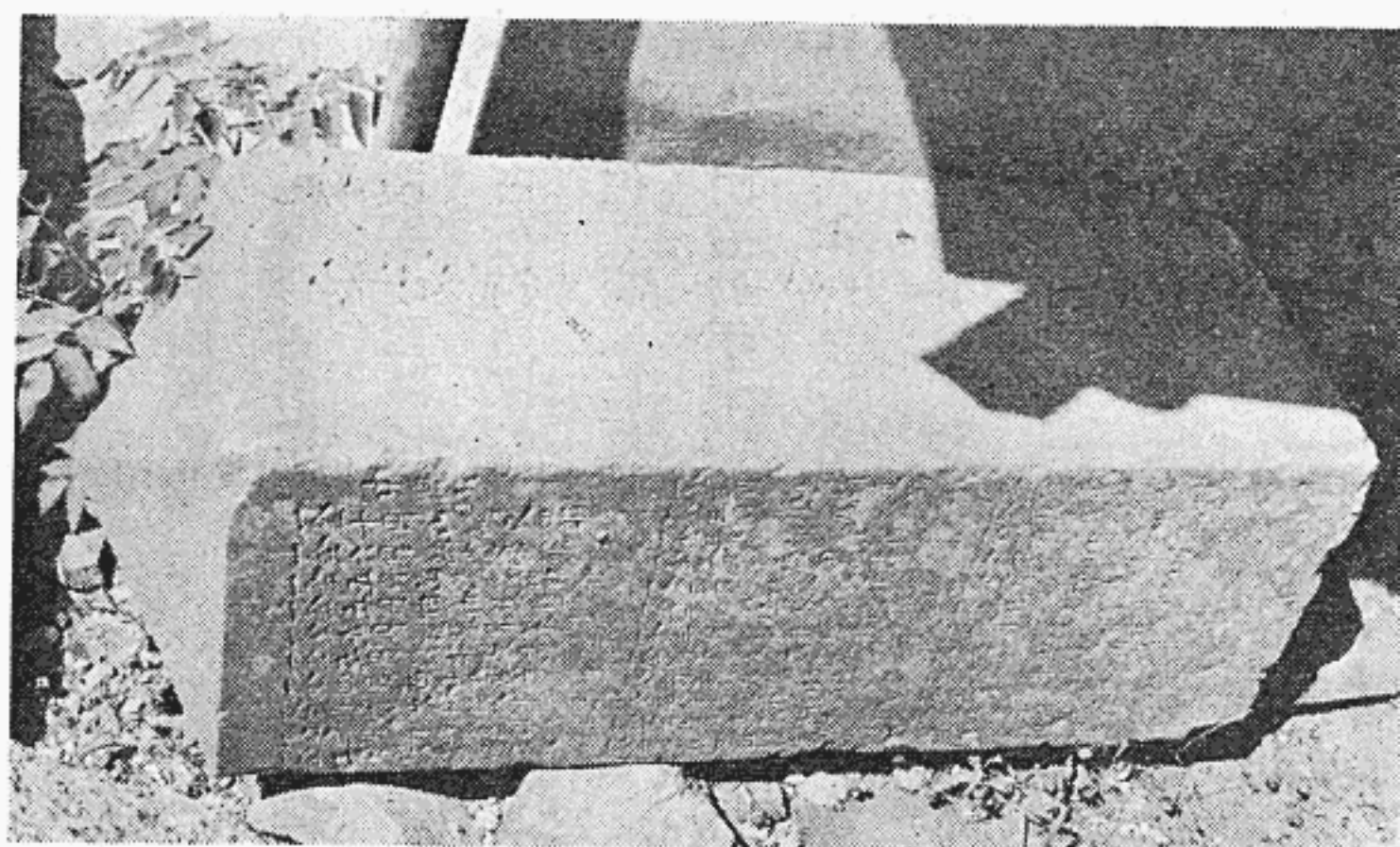
養父郡養原村之内山田井樋分水約定書(本文略)

明治九年七月三十一日

水道心遣 松尾嘉左衛門
 養原長百姓 松尾 順蔵
 中原村 同 田尻 卯市
 中原村総代 山崎 文七

中原扱所

第十五大区
 二小区扱所
 之印



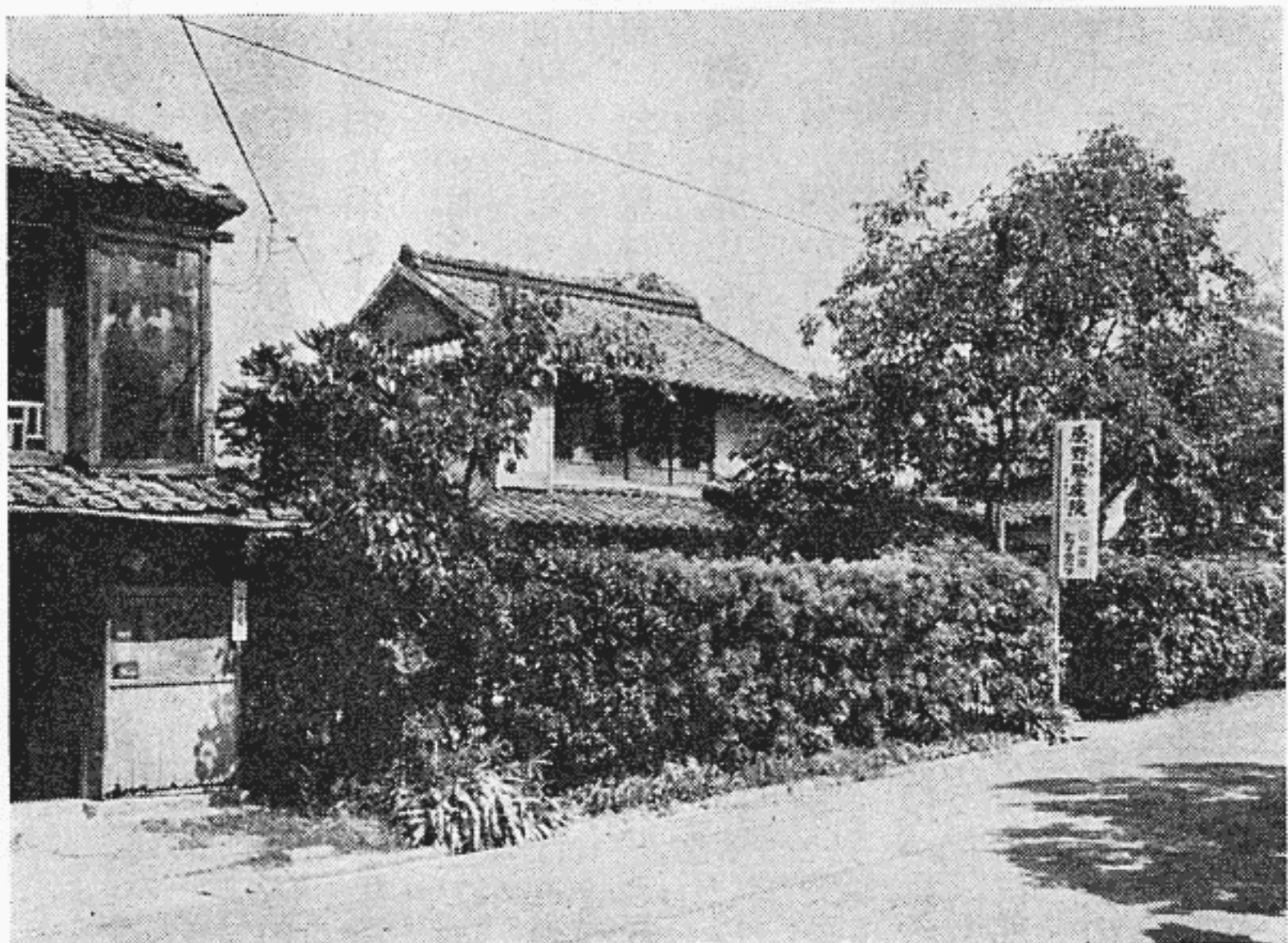
泉屋址にある中原郵便局電信電話架設費寄附人名碑(大正4年3月)

賀に移転して現在に至っている。

明治初年の郵便局は九州にあつてはまず長崎街道の主要駅に設置され、その取扱人の多くが宿駅関係役人であつた。ちなみに福岡県の例を記すと明治五年二月当時の郵便取扱所および取扱人とその旧身分は次の通りである。⁽⁴⁴⁾ち

- 原田 山内伊七郎 庄屋(肥前屋)
- 山家 近藤弥十郎 町茶屋守
- 内野 大庭武一郎 町茶屋守(長崎屋)
- 飯塚 畠間小四郎 町茶屋守(長崎屋)
- 木屋瀬 野口 甚平 伝馬所問屋
- 黒崎 三原勝次郎 (未詳)
- 福岡 野上和多三 日雇支配(成亥屋)

中原宿長崎屋址



中原宿の泉屋山崎文七が自宅に郵便取扱所を置きその子を初代局長にしたのは、彼が中原村総代であつたことと同時に幕末期に問屋役あたりを担当していたからではないだろうか。泉屋の向い側の荷駄馬寄合場所は問屋場と考えられるからである。なお榎崎氏夫妻の話では宿の中央北側の榎崎氏宅の東隣、佐久間家の宅地の一部が「馬立」であつたという。馬立は問屋場であるからもしそうだとすると泉屋の向い側の問屋場がおかしくなる。後考にまちなたい。



(4) 中原の区務所と区長定勤所

前項に引用した山崎文七が中原村総代として署名捺印している山田井樋分水約定書の宛名は中原扱所となっており、その下には扱所の朱印が捺してある。その印文は「第十五大区二小区扱所之印」である。そして年月日は明治九年七月三十一日となっている。実はこの明治九年四月十八日、佐賀県は廃県となり三潞県に合併され、さらに八月二十一日、三潞県の廃止により長崎県に編入されている⁽⁴⁵⁾。したがってこの約定書は僅か四か月の三潞県所属時代の珍しい文書である。第十五大区⁽⁴⁶⁾というのは佐賀県を合併する前の三潞県が第十四大区までであった⁽⁴⁶⁾ことから見て増設大区の第一号である。合併前の佐賀県は明治八年十一月、県下を七大区に区分し基肄養父三根の三郡は第三大区であった⁽⁴⁷⁾。おそらくその第三大区がそのまま三潞県第十五大区になったと考えられる。

佐賀県が大区制をとったのは明治五年四月九日、大区役所を扱

中原宿 大阪屋



所といったらしいが、同年十一月には区務所と称した。翌六年一月四十一大区に改正区分されたとき、第一大区基肄郡、第二大区養父郡、第三大区三根郡であったが、この三郡が明治八年十一月合併して第三大区となったのである⁽⁴⁸⁾。この第三大区は四小区に分れ四十か村を管轄しているから平均十村が一小区である。三潞県第十五大区もやはり四小区を踏襲したであろう。中原村が第十五大区二小区に属し、その二小区扱所が中原に置かれていたことが前記の約定書でわかる。ただし第十五大区の区務所がどこにあったかは不明である。

さて前出の「養父郡村誌稿本」は長崎県時代の明治十五年一月の編纂であるが、そのなかの中原宿の項に区務所として次の説明がある。

区務所 宿ノ中部南側ニ在リ本郡ノ内六ヶ村三根郡ノ内二ヶ村
含テ八ヶ村ヲ所轄ス、之ヲ第四十二大区二小区ト称ス

○区務所ノ内二区長定勤所ヲ設ケテ第四十二大区本郡及基肄
三根ノ三郡ヲ惣轄ス

この説明によると区務所は小区の役所のように思われ、その区務所のなかに第四十二大区の区長定勤所が併置されていることになる。本来、区務所は大区の役所であり、小区役所は扱所とよんでいた。

それはともかく、長崎県第四十二大区が養父基肄三根の三郡を惣轄すると明記してあることは、明治八年十一月の佐賀県第三大区、明治九年四月十八日の三潯県第十五大区、同年八月二十一日の長崎県第四十二大区がすべて三養基の三郡を一括した区域であることを示している。そしてこの大区の区長定勤所が中原に置かれていたのである。

長崎県第四十二大区の存続期間は明治九年八月二十一日より明治十一年十一月二十日までの二年三か月にすぎない。三新法の一つ郡区町村編成法の施行により長崎県は県下を一区二十郡に分け大区小区制が廃止されたからである。そして旧第四十二大区の三郡の郡役所が轟木駅に新設され、⁽⁴⁹⁾区長に代る郡長に朝長東九郎が任命されている。⁽⁵⁰⁾



中原宿岡崎屋

つまり中原が三郡の中心として第四十二大区の区長定勤所をもっていたのは二年三か月にすぎなかった。然しながら第四十二大区の前身、三潯県第十五大区、さらにその前身、佐賀県第三大区時代の区務所が中原宿でなかったという反証もない。この三時期を通して中原に区務所があったとすれば丸三年である。

ともかく三か年という短期間であるにせよ、中原に三郡管轄の役所を設置させたことは、それが長崎街道の宿駅―交通の要衝という性格によるものであることを語っているといえよう。

- (1) 「基養提要」鳥栖市役所複写本
 (2) (23) 吉田重房「筑紫紀行」九大文学部国史研究室蔵
 (3) (12) 太田南畝「小春紀行」蜀山人全集
 (4) (14) 伊能忠敬「測量日記」千葉県佐原市、伊能忠敬記念館蔵
 (5) (17) 松尾禎作「田代を語る」(昭和一四・一)
 (6) (15)(36) 「長崎旅中日記」九大文学部国史研究室蔵、和綴、横折、裏に「岡本播五郎手控」とある
 (7) (21) 「田代村字図」鳥栖市役所蔵
 (8) (30) 拙稿「御通方御定書について」福岡地方史談話会々報第2号(昭和四〇・九)
 (9) (11) 荒木家墓地、鳥栖市田代町、西清寺境内に数十基の荒木氏の石塔あり
 (10) 「基肆養父実記」日本農民史料聚粹第六卷
 (13) (16) 「安政二卯、毎日記」鳥栖市田代新町、津田謙壮氏蔵
 (18) (22) 「浪花講、諸国定宿帳」嘉永四年正月、北九州市木屋瀬公民館蔵
 (19) (40) 「養父郡村誌稿本」長崎県立図書館蔵、鳥栖市役所複写本
 (20) 鍋島文書「轟木村絵図」寛政二年、佐賀県立図書館蔵
 (24) ケンペル「長崎より江戸まで」
 (25) 吉田松陰「西遊日記」吉田松陰全集、第七卷(昭和一〇・二)
 (26) 鍋島文書「御領地境在名録」佐賀県立図書館蔵
 (27) (34) 鍋島文書「無題写本」
 (28) 高嶋四助「諸証摺控、町茶屋関番所諸品請帳」文政十一年写 福岡県筑紫郡筑紫野町原田、鬼木貞子氏蔵
 (29) 高嶋与一郎「諸方御用条目帳」
 " " " 山家、高嶋正武氏蔵
 (31) 鍋島文書「御印帳御手頭一」九大、九州文化史研究所複写本
 (32) 鍋島文書「天保十五年辰三月九日より御下国御道中日記」佐賀県立図書館蔵
 (33) 「佐賀県史中巻」佐賀県発行(昭和四三・七)
 (35) 鍋島文書「文化十三年子三月御下国御道中日記」佐賀県立図書館蔵
 (37) 鍋島文書「文政十三年御入部御道中日記」 同 右

- (38) 轟木宿の旅籠屋については、轟木町居住の馬渡七郎氏に案内して頂きその屋号と苗字、その位置など教示をうけた。
 (39) (45) (47) (48) (49) 井上正「西日本における藩県の変遷(自佐賀県)」西日本文化第50号(昭和四四・五)
 (41) 白石鍋島家
 (42) (43) 松尾禎作「中原村の史話と伝説」(昭和三〇・一一)
 (44) 「福岡県史稿」福岡県文化会館蔵
 (46) 井上正「西日本における藩県の変遷(自福岡県)」西日本文化第49号(昭和四四・四)
 (50) 「佐賀県史下巻」佐賀県発行(昭和四二・三)

佐賀本藩初代藩主鍋島勝茂の四男直弘が家臣成富兵庫茂安の養子となり、その知行の一部をさいて鍋島家に復し、白石鍋島家をつくった。茂安は寛永十一年(一六三四)七十五歳で死去。分限帳によると寛永十九年(一六四二)の成富山城守直弘の知行は六千石(佐賀県史中巻)、明暦二年(一六五六)の鍋島山城守直弘の知行は九千石、元禄三年(一六九〇)には二万石となり、幕末に至っている。

本藩二代藩主光茂のとき三家(三支藩)につぐ親類四家が定められたが、白石鍋島家はその筆頭となった。三代綱茂の代に従来、親類とよばれていた龍造寺四家が親類同格に格下げされた後は、三家に次ぐ鍋島分家となった。白石領主の初代直弘が死んだのは寛文元年(一六六一)である。

なお白石は中原宿の東方一キロにある部落名で現在三養基郡北茂安町に属している。

鳥栖地方の三宿（田代・轟木・中原）関係年表

西紀	年号	月	日	事	出典
一六五三	承応二			田代に昌元寺町出来る	「基養提要」
五五	明暦元			田代に横町と外町出来る	「基養提要」
五七	〃三			田代領に公役代米の制	松尾禎作「田代を語る」
七一	寛文一一	4		田代宿に高札かかる	万松院文庫「田代御高札写」
七六	延宝四			田代町の客屋四軒に制限	「日記抜書」「基養政鑑」
七八	〃六	3		田代町客屋に30歳以下の下女を置くを禁ず	「日記抜書」
八〇	〃八			田代祇園社に石鳥居建つ	「基肆養父実記」
八三	天和三	5		田代町客屋に40歳以下の下女を置くを禁ず	「日記抜書」
八五	貞享二	3		原孫兵衛「基肆養父実記」成る	同上序文
九一	元禄四	3	26	ケンペル 轟木宿に泊る	ケンペル「江戸参府紀行」
九五	〃八	12		轟木宿に高札かかる	鍋島文書「御高札写全」
一七〇三	〃一六	3		田代宿の高札書き替え	万松院文庫「田代高札写」
二八	享保一三			下向長崎奉行、塩田通りをとる	鍋島文書「御番方記録」
四五	延享二	9		下向長崎奉行、塚崎通りをとる	北九州市黒崎、桜屋文書
〃	〃			田代宿の駄賃馬30疋に減る	「日記抜書」

西紀	年号	月	日	事	出典
一七六一	宝暦一一	10		佐賀領内の御茶屋14所あり	鍋島文書
六四	明和元			筑前領内宿駅の人馬賃銭増す	黒田文書
七六	安永五			ツンベルグ 田代に泊る	ツンベルグ「江戸参府紀行」
八一	天明元	8		田代外町の天満宮に鳥居建つ	同上銘
八三	〃三	10		佐賀領内宿駅の人馬賃銭増す	鍋島文書「泰国院様御年譜地取」
八五	〃五	5		筑後川、三藩領界につき幕吏検分	「日記抜書」
〃	〃	10		田代宿の人馬賃銭増す	「基養政鑑」
八六	〃六	4		三藩、領界につき田代にて会談	「日記抜書」
八八	〃八	10	6	司馬江漢 中原に止宿	「江漢西遊日記」
九〇	寛政二			養父郡轟木村絵図成る	佐賀県立図書館蔵
九九	寛政一一			「基養政鑑」成る	田代、津田謙壮氏蔵
一八〇〇	〃一二	6		佐賀領に在任代官制はじまる	「佐賀県史」
〇二	享和二	5	22	吉田重房 中原、轟木、田代通行	吉田重房「筑紫紀行」
〇四	文化元			太田南畝 田代に泊る	太田南畝「小春紀行」
〇五	〃二	10	13	太田南畝 田代の橋本次郎七に泊る	〃
〃	〃			佐賀藩主の「参勤下国日記」存す	鍋島文書
一一	〃九	9	23	伊能忠敬 中原、田代に泊る	伊能忠敬「測量日記」
一六	〃一三	4	27	轟木御茶屋番、石井伝兵衛	鍋島文書「下国道中日記」
二二	文政五			フィツセル 三宿を通る	「江戸参府紀行」

九七	九六	八八	八七	八三	八二	八〇	七八	〃	〃	七六	七五	〃	七四	一八七二
〃	明治二九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明治五
三〇	二九	二一	二〇	一六	一五	一三	一一	〃	〃	九	八	〃	七	五
6	4	9	6	5	1	4	11	8		4	1	12	5	
1	1			12			20	21		18		16	29	
<p>伊万里県を佐賀県と改称 佐賀の乱、中原の佐久間家本陣となる 中原郵便所を泉屋におく 中原郵便局と改称 初代局長 泉屋、山崎康治 佐賀県を廃し、三瀧県に合併 基・養・三の三郡、第十五大区となる 三瀧県を廃し、三郡は長崎県第四十二大区となる。大区々長定勤所を中原におく 郡区町村編成法により、長崎県は一区二十郡となり三郡々役所を轟木に置く 轟木の日子神社に石燈籠と反橋出来る 長崎県下「郡村誌稿本」成る 佐賀県、再置される 轟木、日子神社に鳥居建つ 佐賀県下の字図調製 三郡合併し、三養基郡となる 郡制施行、三養基郡役所を轟木におく</p>														
<p>井上正「西日本における藩県の変遷」 松尾禎作「中原村の史話伝説」 同 右 同 右 同 右 井上氏先掲論文 同 右 銘文 長崎県立図書館蔵本 井上氏先掲論文 銘文 鳥栖市役所蔵 井上氏先掲論文 同 右</p>														

〃	〃	七一	六四	六二	五五	〃	五四	〃	五三	五一	五〇	四四	四二	四一	三二	二九	二八	一八二六	
〃	〃	明治	元治	文久	〃	〃	安政	〃	〃	〃	嘉永	天保	〃	〃	天保	〃	〃	〃	
〃	〃	四	元	二	二	〃	元	〃	六	四	三	一五	一三	一二	三	一二	一一	〃	
12	9	7			1	1	1	12	12	1	9	4		6	12	5		九	
	4	14						24	23	6	5		1	15			13	19	
<p>シーボルト、三宿を通る 堀江正憲 村山東一郎の「探玉」を写す 「基養提要」 「遠思楼筆記」 同上銘 万屋喜平次「御用日記」 鍋島文書 鍋島文書 吉田松陰「西遊日記」 浪花講定宿帳 木屋瀬公民館蔵 川路聖謨「長崎日記」 岡本播五郎「長崎旅中日記」 川路聖謨「長崎日記」 岡本播五郎「長崎旅中日記」 田代、津田謙壯氏蔵 「浪花講定宿帳」黒崎佐々伊佐美氏蔵 原田宿下代、高嶋文書 井上正「西日本における藩県の変遷」 同 右 「福岡県史稿」福岡県文化会館蔵</p>																			

福岡地方史談話会でお世話になっている九大の山田龍雄先生から、鳥栖市史の一環として、江戸時代の轟木宿を中心とした宿場研究の報告を書くようすすめられたのは、四十三年一月のことでした。

ここ数年、長崎街道の宿場について調査を続けていた私は、浅学をも顧みず喜んでお引受けした次第です。

早速、それから七月までに手元の資料を整理するとともに、九大と福岡文化会館の関係図書を当り、八月三日から一週間、鳥栖市役所の篠原、山下両氏のご案内で第一回の田代、轟木、中原の三宿現地踏査をいたしました。

当時の宿場を知るには江戸時代の紀行文や日記などが便利ですが、長崎街道関係のものも数種類あり、なかでも、幕命をうけ全国を歩いて日本地図を作成した伊能忠敬の測量日記は、その正確さと克明さとで精彩を放っており、当時の地理を知るには大変貴重なものです。

ところが、この測量日記はその量が膨大なためか公刊されていず、ままた地方史にその一部分が紹介されている程度で、佐賀県関

係の部分はその写本すらないようです。

そこで私はこの機会に何とかして千葉県佐原市の伊能家（現在のその屋敷内に伊能忠敬記念館が建っている）に行つて、忠敬直筆の原本を見たいと思つていましたところ、幸い十一月中旬、千葉に行く機会を得、待望の測量日記の佐賀関係分を写真にとつてくることができました。

十二月、第二回田代宿調査、翌四十四年一月より執筆にかかり三宿各説の部（六十枚）を二月に一応書き上げました。四月、第三回田代、轟木両宿調査、五月、第四回調査として佐賀県立図書館で鍋島文書の轟木宿関係資料をさがし、同宿原稿を追加、六月「田代代官所、日記抜書」が鳥栖市史資料編の第一集として刊行されたことから田代宿原稿を追加、七月、夏休み入りと同時に全面的改稿にとりかかり盆前に脱稿、八月末に清書して不十分ながらも山田先生に原稿を提出、ご意見を承つてさらに九月、第五回調査として中原宿および佐賀県立図書館に行き関係写真をとり、註と関係略年表を作りました。

そして、ようやく暮も押し迫った十二月二十六日、本稿の取扱いその他につきわざわざ出福された篠原氏に原稿をお渡しできた次第です。

この調査執筆の二年間に特記すべきことは四十三年八月に「佐

賀県史中巻（近世編）」が県より、十月に川路聖謨の「長崎日記」が平凡社より、四十四年六月に「田代代官所日記抜書」が鳥栖市役所からそれぞれ刊行され、さらに「西日本文化」という雑誌に、井上正氏が四十四年四月「西日本における藩県の変遷―福岡県」、五月「同一佐賀県」、六月「同一長崎県」を連載され、それぞれ本稿作成に参考させて頂いたことです。

つぎに、本稿ではじめて紹介できた資料が二つあります。一つは、さきに述べた伊能忠敬の測量日記ですが、他の一つは岡本播五郎の「長崎旅中日記」です。これは、嘉永六年ペリーの浦賀来航の直後、長崎に来航したロシアの使節プーチャチンと談判するため急派された幕府の使節団長、筒井政憲の従者の日記です。副使は、先にふれた「長崎日記」の著者、川路聖謨ですが、この「長崎旅中日記」は、主観をまじえない休泊の日時、場所、本陣役人の名前その他の克明な記録として貴重な史料です。九州大学国史研究室に原本が旧蔵されています。

また、本稿で鳥栖市の皆さんの注意を喚起したいことが一つあります。それは、田代宿両端に建っている追分石です。狂歌で有名な太田蜀山人の日記に見えるこの追分石は、ぜひ文化財として

保存して頂きたいと思つています。

なお、本稿が力及ばず探究できなかったものに、各宿に祠られている恵比須様、とくに田代宿中央のそのの信仰、轟木の寺院過去帳、中原の領主白石鍋島家の文書などがあります。市民の皆さんのお力ぞえで鳥栖市史の本編にはぜひ書き加えていただきたいと思つています。

最後に、本稿執筆に当って終始ご指導を頂いた山田龍雄先生、市役所の篠原真氏、山下康行氏、現地でお世話になった田代の津田謙壯氏、古賀増吉氏、古川碌郎先生、荒木茂夫氏、小倉の荒木コト氏、轟木の馬渡正人氏、中原村役場、吉戒春城、青柳博臣の両先生、藤井太郎氏、檜崎商店主夫妻、佐久間十造氏、佐賀県立図書館の方々など、深く感謝申し上げます。

（四五・一・三）

○大正十三年三月 福岡県筑紫郡山家村に生まれる

○昭和二十二年三月 九州帝国大学、法文学部卒業

○専攻 近世交通史

○現職 福岡県立筑紫丘高等学校教諭

○現住所 福岡市大字若久二十七番地の三

○論文

・筑前六宿の人馬仕組について(西日本史学、十周年記念号
昭三五)

・筑前領内宿駅の助郷について(日本歴史、一五八号、昭三
六)

・御通方御定書について(福岡地方史談話会々報、第二号、
昭四〇)

・長崎街道について(西日本史学、一七号、昭四一)

鳥栖市史研究編 第一集

鳥栖地方の宿場(長崎街道の田代
・轟木・中原)

定 価 三〇〇円

昭和四十五年二月二十五日印刷

昭和四十五年二月二十八日発行

著 者 近 藤 典 二

発 行 所 鳥 栖 市 役 所

(佐賀県鳥栖市宿町)

印 刷 福 岡 印 刷 株 式 会 社

福岡市舞鶴二丁目二ノ五